

収入伝票

| | | | |
|-----|---|-----------|---|
| 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
|-----|---|-----------|---|

| | | | |
|-------|--|------------|---|
| 科目 | 交付金 ・ 雑収入 | | |
| 金額 | 16,500,000 | | |
| 内容 | 政務活動費交付金 4・5・6月分 として | | |
| 収入元 | 静岡市会計管理者 | | |
| 収入年月日 | 4年 4月 8日 | | |
| 備考 | <p>04-04-08 FF シス* オカシカケイカシ *16,500,000 </p> <p>¥250,000 × 22名 × 3ヶ月分</p> | | |
| | | 出納簿 確認印 | ✓ |

000001

4月 - 2

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 4日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 金 額 | 44,496 | | - | 円 |
| 内 容 | オルフィスリース料 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | リコーリース | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000002

自由民主党

静岡市議会議員団 御中

発行日 2022年04月07日

領収証番号 0000000638

領 収 証



リコーリース株式会社

東京都千代田区紀尾井町4-1

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきますこと、お知らせ申し上げます。

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

| | |
|-------|-------------|
| 領 収 日 | 2022年 4月 4日 |
| 領 収 額 | 44,496 円 |

| | |
|-------|--|
| お支払方法 | 口座振替 |
| 振替口座 | 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 シュウミンジョウトウ シス「オカシキ」カイキ「インタ」ン |

領収明細書

| 契約番号 | 請求期間 | 回数 | 金額 | 消費税等 |
|------------|--------------------|----|--------|-------|
| ██████████ | 22. 4. 1~22. 4. 30 | 60 | 41,200 | 3,296 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

続きは裏面をご覧ください。

000003

支出伝票

| | | | | |
|-------|--|----|-------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 7日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 金 額 | 19,140 | | - | 円 |
| 内 容 | コピー機 リース料4月分として | | | |
| 支 払 先 | 三菱HCビジネスリース | | | |
| 備 考 | ◆ 支払方法は口座振替です。 04-04-07 BF *19,140 HC)ミツヒシHBL | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000004

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 1 | 9 | 1 | 4 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

コピー機リース料 4月分として

支払年月日 R4 年 4 月 8日

支払先住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号

支払先名称 三菱HCBビジネスリース

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R4 年 4 月 8日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

000005

支出伝票

| | | | | |
|-------|--|----|-------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理責任者 | ✓ |
| 科目 | 1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 金額 | 20,250 | | - | 円 |
| 内容 | 事務所賃料 4月分 として | | | |
| 支払先 | ≡二≡二静岡 | | | |
| 備考 | ★島直也 議員 $¥81,000 \times 1/2$ (転貸借折半) $\times 1/2$ (按分) = ¥20,250 ※事務所を転貸借しているため、賃料を折半し、更に1/2に按分しています。 所在地: 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 ※契約書の写し等書類添付 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000006

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 2 | 0 | 2 | 5 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 8日

支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 8日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

000007

店舗・テナント用

賃貸借契約書

物件名称 シヤトン ミニヨン A

1 階 101 号室

島直也 様

minimini

800008

No 4-1

店舗・テナント

賃貸借契約書

賃貸人 島直也
 賃借人 以下甲という
 以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

| | | | |
|-----|---------------------------|----------------|---------|
| 名称 | シャトン ミニヨン A (1 階 A101 号室) | | |
| 所在地 | 静岡県静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 | | |
| 構造 | 木造 | 階 | 地上 2 階建 |
| 面積 | 階 | m ² | 坪 |
| | 階 | m ² | 坪 |
| | 階 | m ² | 坪 |
| 合計 | 50.87 | m ² | 坪 |

(2) 賃料等その他

| | | | |
|-----|----------|----|-----------|
| 家賃 | 79,000 円 | 敷金 | 158,000 円 |
| 共益費 | 2,000 円 | 礼金 | 79,000 円 |
| 駐車場 | 4,000 円 | | |
| 賃借料 | | | |
| 合計額 | 85,000 円 | 償却 | 実費 |

(3) 賃料等の支払方法

支払方法 自動引落
 引落及び支払期日 翌月分を毎月26日までとする
 振込口座 名義人 株三ニミニ静岡

(4) 契約期間 平成 28年 08月 06日 より 平成 31年 08月 05日 までの 3 ケ年間

(5) 使用目的 事務所 617 使用 ※契約期間満了後は自動更新です

(6) 管理会社

住所 静岡県静岡市駿河区福川2丁目1-32 コハラサウスビル1F
 氏名 株式会社ミニミニ静岡 静岡店 TEL 054-282-1050

(7) 特約事項

①甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を通を作成し各自署名、捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
 ②お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為に、ご利用させて頂いたさせていただきます。
 ③賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。予めご了承ください。

契約年月日 平成 28 年 8 月 6 日

| | | | |
|----------|--------------|--------|--|
| 住所 | 静岡市駿河区石部23-5 | TEL | |
| 氏名 | 島直也 | 捺印又は認印 | |
| フリガナ | シマ ナオキ | | |
| 現住所 | | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 勤務先名称/住所 | | | |
| 現住所 | | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 勤務先名称/住所 | | | |

TEL 大正 昭和 平成
 続柄 ()
 年 月 日生

担当店 藤枝店
 静岡県藤枝市駅前2丁目10-7
 TEL: 054-646-3232 FAX: 054-646-3232

株式会社ミニミニ静岡
 代表取締役 入木 勝利

000009

建物転貸借契約書

転貸人：島直也（以下「甲」と称す）と、転借人：[REDACTED]（以下「乙」と称す）との間に、次の通り、転貸借契約を締結する。

第1条（転貸借物件の表示）

甲は下記表示の転貸借物件を乙に転貸し、乙はこれを転借する。なお、甲は本契約に基づき本件物件を乙に転貸する正当な権限を有することを保証する。

① 店舗・駐車場

| | |
|-------|--|
| 物件所在地 | 静岡県静岡市駿河区用宗五丁目1-1-2 シャトン ミニョン A101 号室 |
| 敷地面積 | 50.87 m ² （内専有 8.5 m ² の転貸借） |
| 構造 | 木造2階建て（内1階部分） |
| 建築面積 | 1階 50.87 m ² |
| 駐車場 | 4ヵ所（共用とする） |

第2条（使用目的）

乙は第1条①の本物件を乙の経営する居宅介護支援事業所の店舗及び駐車場として使用しこれ以外の用途に使用することはできない。

第3条（契約期間）

転貸借の期間は令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間とする。（原賃貸人と転貸人との契約期間は最低でも転借人の契約期間満了までとする）

2. 期間満了の6ヵ月前までに、甲または乙から相手方に対して何らの書面による意思表示のない限り、本契約は同一条件で更に2年間更新されるものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

第4条（賃料）

賃料の月額金は50,000円（税込）とする。

（内訳は事務所賃料40,500円、諸経費金9,500円とする。）

2. 乙は毎月末日までに翌月分を転貸人の指定した金融機関の口座に振り込み支払う。尚、振込み手数料は乙の負担とする。
3. 1ヶ月に満たない賃料は当該月の暦日数によって日割り計算とする。
4. 賃料は、公租公課の急激な変動及び諸物価の上昇・下降、周辺土地価格の急激な変動、増改築等があり、その改定が必要と認められるとき、甲及び乙は相互にその改定につき申し入れができる。その際に、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

000010

第5条（使用上の注意義務）

乙は本物件の引き渡し日より、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用管理する義務を負うものとする。

第6条（立入点検）

本物件の保存その他転貸人としての管理上必要がある場合、甲及び甲の使用人若しくは甲の指定した者は、事前に乙に通知の上、本物件内に立入点検し適宜の措置を講ずることができる。

第7条（禁止事項）

乙は、本物件内において、次の各号の行為をしてはならない。

本契約に基づく権利の全部若しくは一部又は本物件内の資産を第三者に譲渡すること、又は担保の用に供すること。

2. 本物件に発火・爆発の恐れのある物、その他危険物・不潔物若しくは本物件を損傷する恐れのあるものを搬入すること、又は本物件の床積載荷重若しくは電気容量を超える方法により本物件を使用すること。

3. 本物件に損害を及ぼす行為。

4. 本物件の営業の全部又は一部を正当の理由なく休業すること。

5. その他近隣に迷惑を及ぼす行為。

第8条（原状変更）

乙が本物件の本体所有者の資産に影響を与える改装・模様替え・設備の付加変更・撤去等をおこなおうとする場合、乙は甲に対し事前に仕様書・設計図書を提出し甲の承諾を得た上で乙の負担と責任により実施しなければならない。

2. 前項以外の乙がおこなう乙の資産に関わる原状変更についても乙は甲に書面で通知しなければならない場合がある。

第9条（費用・負担の帰属）

本物件に関する電話等の使用料金、町会費等の個別部分の費用は個別分として乙が負担する。電気代・水道料金は諸経費に含むものとする。

第10条（修繕、取替えの費用負担）

本物件の修繕及び取替えの費用負担は外壁・躯体等建物の基本的部分も含め乙の負担とする（「隠れた瑕疵」及び躯体の経年劣化についてはこの限りではない）。また、乙の営業上、必要な修繕・取替えも乙の負担とする。

000011

第11条（損害賠償）

乙または乙の使用人の責に帰すべき事由により、本物件・建築設備等について通常の使用によって生じる滅失等の範囲を超えて滅失毀損させたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

第12条（建物管理）

本物件および駐車場の管理は乙の責任においておこなう。

2. 甲は駐車場・駐輪場において事故（人身、自損、接触、盗難等）が生じても、その賠償の責を負わない。

第13条（地域対策）

本物件使用または管理について、地域住民・顧客・諸団体から環境・騒音・交通等に関する苦情・要望等がある場合は、乙が乙の費用と責任で対策を講じて解決するものとする。なお、この場合、甲は誠意をもって乙に協力する。

第14条（損害保険加入）

乙は、本物件内の造作・什器・設備・商品ならび甲および第三者に対する賠償責任に対し、損害保険を付保する。

第15条（報告事項）

本契約期間中、乙の商号、本社所在地等の変更または合併・営業譲渡等により経営上の実態に影響を及ぼす事態が生じた場合、乙は速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第16条（契約の当然の終了）

転変地変、戦争、延焼、放火、公権力による収用その他不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失毀損し、あるいは本物件からの立ち退きを余儀なくされ、本物件が使用不能となったときは、本契約は終了する。

第17条（遅延損害金）

乙は本契約に基づく金銭債務の支払いを所定の期日までに履行しない場合は、遅延した期間に付き年3%の割合による遅延損害金を加算し甲に支払うものとする。

000012

第18条 (契約解除)

乙が次の各号の一に該当し、期限を定めた履行の催促にも応じない場合、甲はただちにこの契約を解除することができる。

- ① 2ヶ月分以上の賃料の支払いを怠ったとき。
 - ② 本契約における双方の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - ③ 長期間の不在となるほど転貸借契約の意思が認められなくなったとき。
 - ④ 本物件の全部または一部につき、事前に甲の書面による承諾なしに、転借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為をしたとき。
 - ⑤ その他本契約の各条項の一に違反したとき。
2. 乙が次号以下のいずれか一つに該当する事態が生じた場合、甲は乙に催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- ① 支払停止があったとき。
 - ② 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申し立てをし、または申し立てを受けたとき。
 - ③ 他から仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納催促を受けたとき。
 - ④ 乙の代表者が所在不明になったとき。

第19条 (契約期間内の中途解約)

契約期間内の中途解約は、原則として甲・乙共にできないものとする。

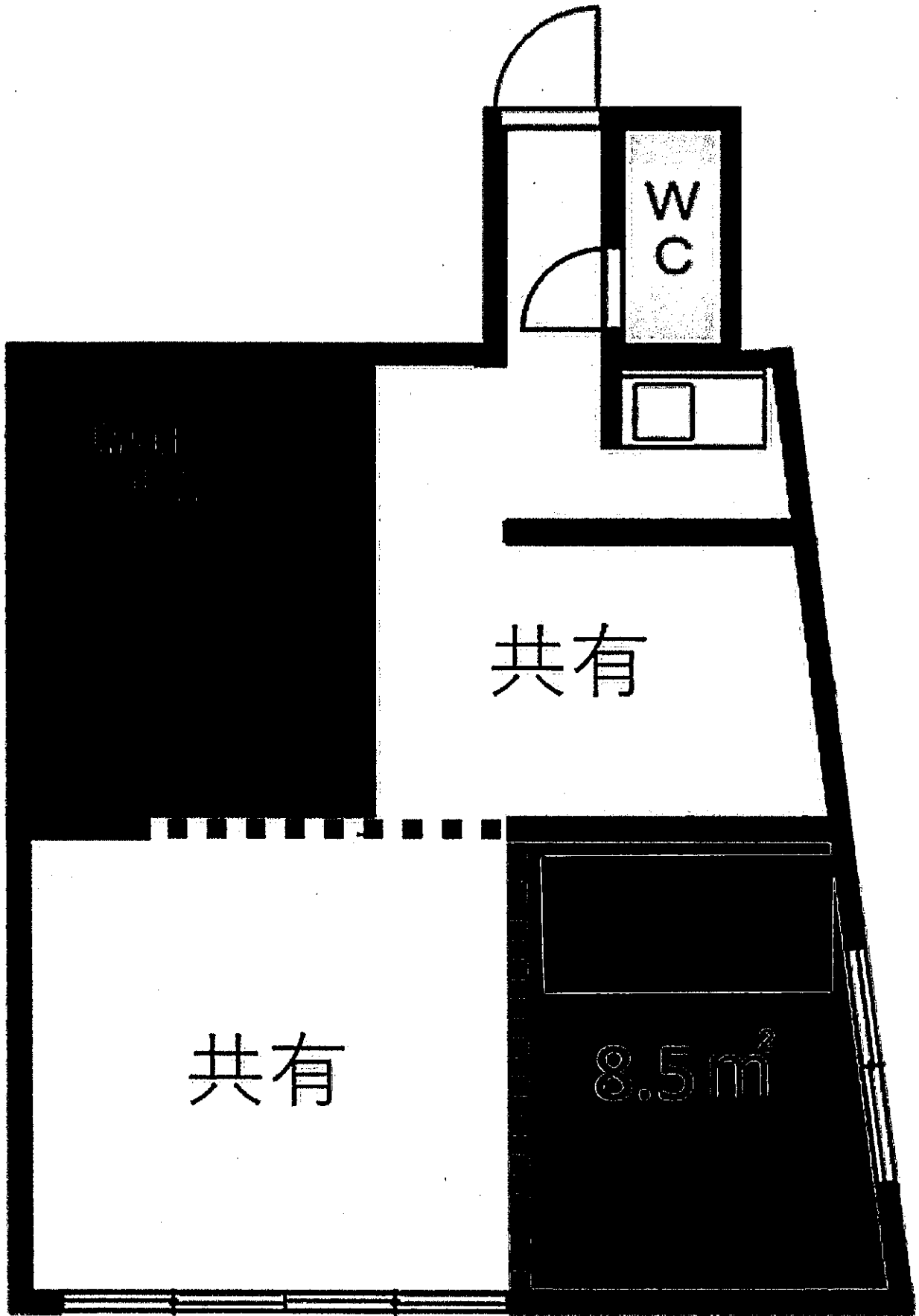
2. 前項に反し、乙がやむを得ない事由により解約する場合、乙はその6ヶ月前までに甲に対し書面で申入れするものとする。

第20条 (明渡し、原状回復)

- ① 本契約が期間満了、解約、解除またはその他の理由により終了する場合、乙は原状回復を速やかに実施したのち本物件を甲に引渡さなければならない。
- ② 乙は乙の造作および設備について支出した必要費・有益費の償還請求および造作・設備の買取り請求をおこなわない。
- ③ 乙は本物件の明渡しに際し、いかなる理由名目を問わず移転料・立退き料、補償料等これに類する一切の財産上の給付請求をおこなわない。
- ④ 乙が本契約終了と同時に本物件を明渡さなかったときは、乙は本契約終了の翌日から明渡しに至るまでの期間の賃料相当額の倍額を明渡し遅延損害金として甲に支払うものとする。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに双方は合意した。

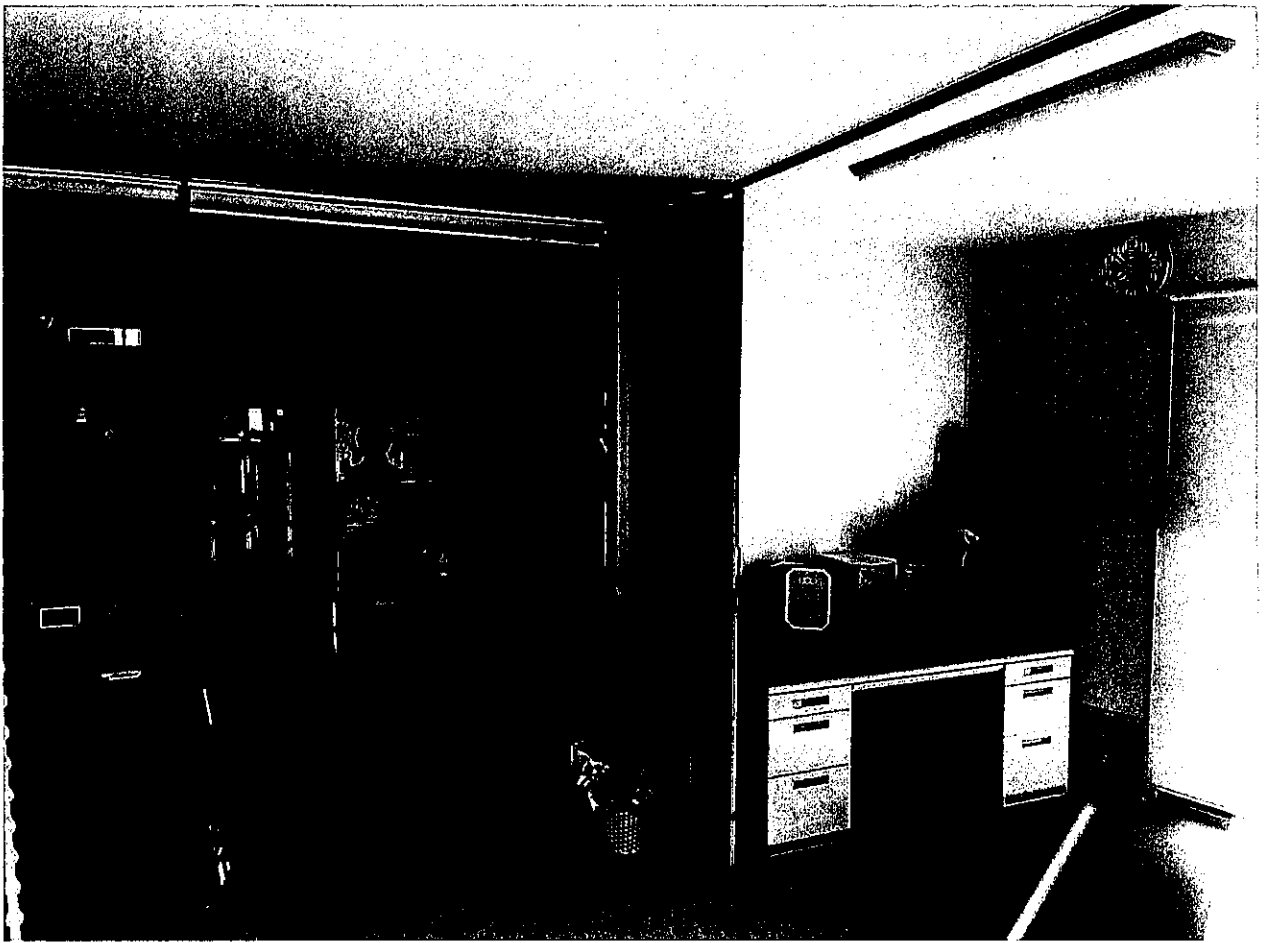


000015



000016





000017

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | 7 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | ⑨ 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 金 額 | 10,000 | | - | 円 |
| 内 容 | 事務所賃料 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | [REDACTED] | | | |
| 備 考 | <p>★堀 努 議員</p> <p>事務所賃料 ¥20,000×1/2 = ¥10,000</p> <p>所在地: 静岡市清水区駒越東町10番23号</p> <p>※契約書の写し等書類添付</p> | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000018

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 8日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 8日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

建物賃貸借契約書

№ 4-5

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲と称す) 借主 堀 努 (以下乙と称す)

上記甲乙間において次の通り下記建物の賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸借物件の表示

1. 所在地 静岡市清水区駒越東町10番23号
2. 物件 木造スレート葺一戸建
XXXXXXXXXX貸家(事務所) 44.71㎡

第2条 使用目的

乙は賃貸借物件を 事務所 に使用するものとし、他の用途に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃は出来ない。

第3条 契約期間

2020年 1月 1日より2021年12月31日までとする。但し、期間満了前1ヶ月まで甲乙異議がない時は更新されたものとする。

第4条 賃料その他の負担

1. 賃料は月額金 20,000 円也と定め、乙は本契約締結と同時に当月分として金 20,000 円也を甲に支払い、以後の分は毎月末日迄に翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。
2. 賃料は租税公課又は経済情勢の変動等により賃料を増減する必要が生じた時は、契約期間中でも甲乙協議のうえ改訂することができる。
3. 敷金は賃料の1カ月分、金 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に預託する。
4. 乙は賃借期間中に敷金を賃料その他の債務の弁済に充当することはできない。敷金は無利息とし、本契約が終了し、乙が甲に賃借物件を明け渡したときに甲より乙に返還する。ただし、延滞賃料、損害金等の債務がある場合、甲は任意に、その敷金をもって債務の弁済に充当することができる。
5. 契約期間中の賃料の増額等に基づき、敷金が賃料等の1カ月相当額を下回ったときは、乙は通知を受けた日から10日以内にその不足額を補填しなければならない。
6. 礼金は賃料1カ月分、金 20,000 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に支払うものとする。
7. 共益費は月額金 円也とし建物および敷地の共用部分の電気料、清掃費等に充てるものとする。(賃料に含む)
8. 賃貸借物件の租税公課は甲の負担とし、町費、衛生費その他建物使用上必要な費用は乙の負担とする。
9. 賃貸借物件が棄損したときは、乙は直ちに甲に通告すること。その棄損が乙の故意又は過失に起因したものであるについては乙が損害賠償をしなければならない。
10. 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、家賃等の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、年(365日) 14.50%の割合により算出した遅延損害金を支払うものとする。
11. 家賃等を銀行振込で支払う場合、振込手数料は乙の負担とする。

000020

第5条 禁止事項

1. 乙は建物を第2条に定める用途以外に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃をしてはならない。

2. 乙は甲の書面による承諾なく賃貸借物件の造作、模様替え、その他原状を変更してはならない。尚、甲の承諾を得て行った原状変更といえども、明け渡しに際し、乙は自費をもって原状に復すか、又は原則として無償で甲に引き渡しするものとする。
3. 乙が30日以上賃借物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知すること。この通知なく30日以上無人にした場合は乙が退去したものとみなす。
4. 乙は賃借物件において有害、危険、若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 乙は本契約終了のとき甲に移転料、立退料その他如何なる名目でも金銭等の請求ができない。
6. 乙は階段・廊下等の共同部分にゴミ等の不衛生物・ガラス・ビン等の危険物その他一切の私物を放置してはならない。
7. 犬・猫・ペット類を飼育してはならない。
8. ベランダ・バルコニー等に花壇・鉢植えを放置してはならない。
9. 町内が定めるゴミの投棄方法・時間・区分を守ること。
10. 壁や柱に釘を打ちつけたり、金具等を取り付けてはならない。

第6条 解 約

1. 甲の都合により本契約を解約する場合は、6カ月前までに乙に予告しなければならない。
2. 乙の都合により本契約を解約する場合は、1カ月前までに甲に予告しなければならない。解約月の賃料等の計算は退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は半月分、又、16日から月末までの場合は1カ月分とする。なを、乙の都合で上記予告ができなかった場合は、退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は翌月半月分までの賃料相当額を、又16日から月末までの場合は翌月1カ月分までの賃料相当額を支払うものとする。
3. 乙は本契約の解約予告をした時より次の借主（予定者）に本物件内部を見せることを承諾するものとする。
4. 解約時には、乙は公共料金（電気・ガス）を必ず清算しておくこととする。（領収書確認）
5. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他、法定の手続きの上、本契約を解除することができる。
 - ①賃料の支払を1カ月以上怠ったとき。
 - ②本契約の条項に違背したとき。
 - ③賃借物件より退去したとき。
6. 本契約が終了したとき、乙は賃借物件内にある所有物を収去し当該物件を完全に明け渡し甲に返還すること。
7. 乙が前項の義務を履行せず、又は乙が置き去った物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲がこれを処分しても乙は異議を申し立てない。又、何等の金銭の請求もできない。尚、原状に復するため処分に要した費用はすべて乙の負担とする。
8. 乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員として建物及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行ったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
9. 乙が本契約を解除された後なお本件建物を使用したり占有を解かないときは、乙は契約解除の日から返還の日までの賃料の倍額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。
10. 解約時に乙の負担となる補修費用が発生した場合は、乙はその補修費用を甲に支払わなければならない。

000021

第7条 特約事項

1. 本契約解除に際し、ハウスクリーニングが必要なときは乙の費用負担で行うものとする。
2. 乙の故意、又は過失に起因したものについての補修が生じた場合は乙の負担とする。

第8条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 個人情報の保護

1. 甲乙及び仲介業者は、本契約書及び契約に係わる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約履行完了後も当該個人情報を守秘する。

第10条 その他

1. 甲並びに甲の管理業者が、管理上必要ありと認めた場合は本書署名関係者立会の上貸し室内に立ち入ることができ、乙に対して必要な指示を行い得るものとし、乙はこれに従わなければならない。
2. 本物件の駐車場使用の場合には乙の車に盗難もしくは破損等の事故が生じて甲は一切、その責めを負わないものとする。
3. アパート、マンション入居者は、本物件の使用に当たり、使用細則を遵守し、本物件の保全及び全入居者の快適な居住環境を維持することに努めるものとする。
4. 本契約書に記載なき事項は民法及び慣習に従い双方誠意をもって円満なる解決を図るものとする。
5. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に乙より賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

以上、上記契約を証するため本契約書2通を作成し甲乙各1通を所持する。

2019年12月29日

000022

貸主(甲)

住所 [REDACTED]


氏名 [REDACTED]

☎ [REDACTED]

借主(乙)

住所 静岡市清水区駒越東町9番27号

ベルドミール

氏名 堀 努 

☎ [REDACTED]

立会業者

免許番号

静岡県知事(6)第10569 [REDACTED]

あかつき不動産

代表 齋藤 暁子

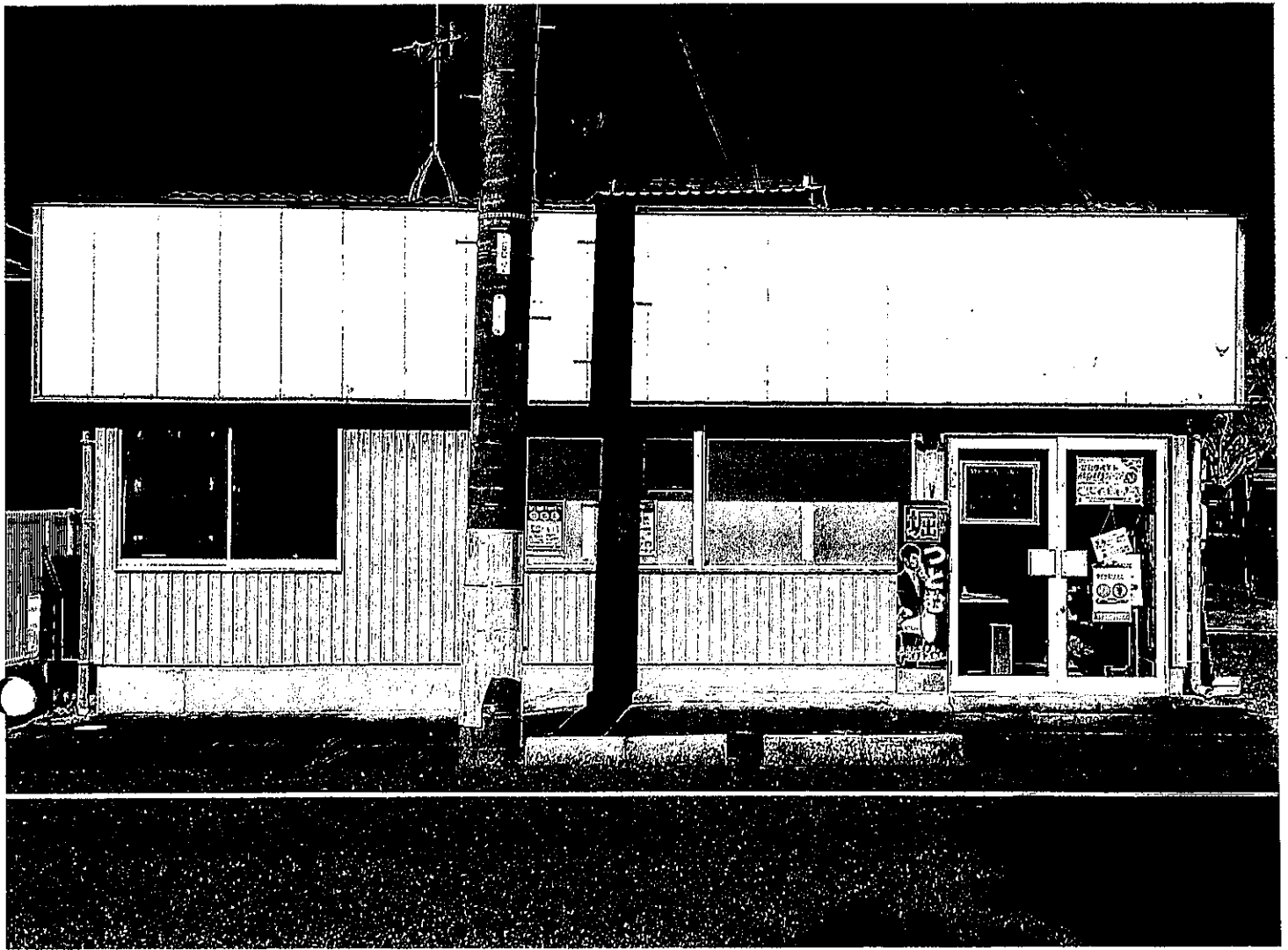
静岡市清水区駒越東町1番

〒424-0907 ☎ 054-336-3626

宅地建物取引士登録番号

宅地建物取引士 [REDACTED]

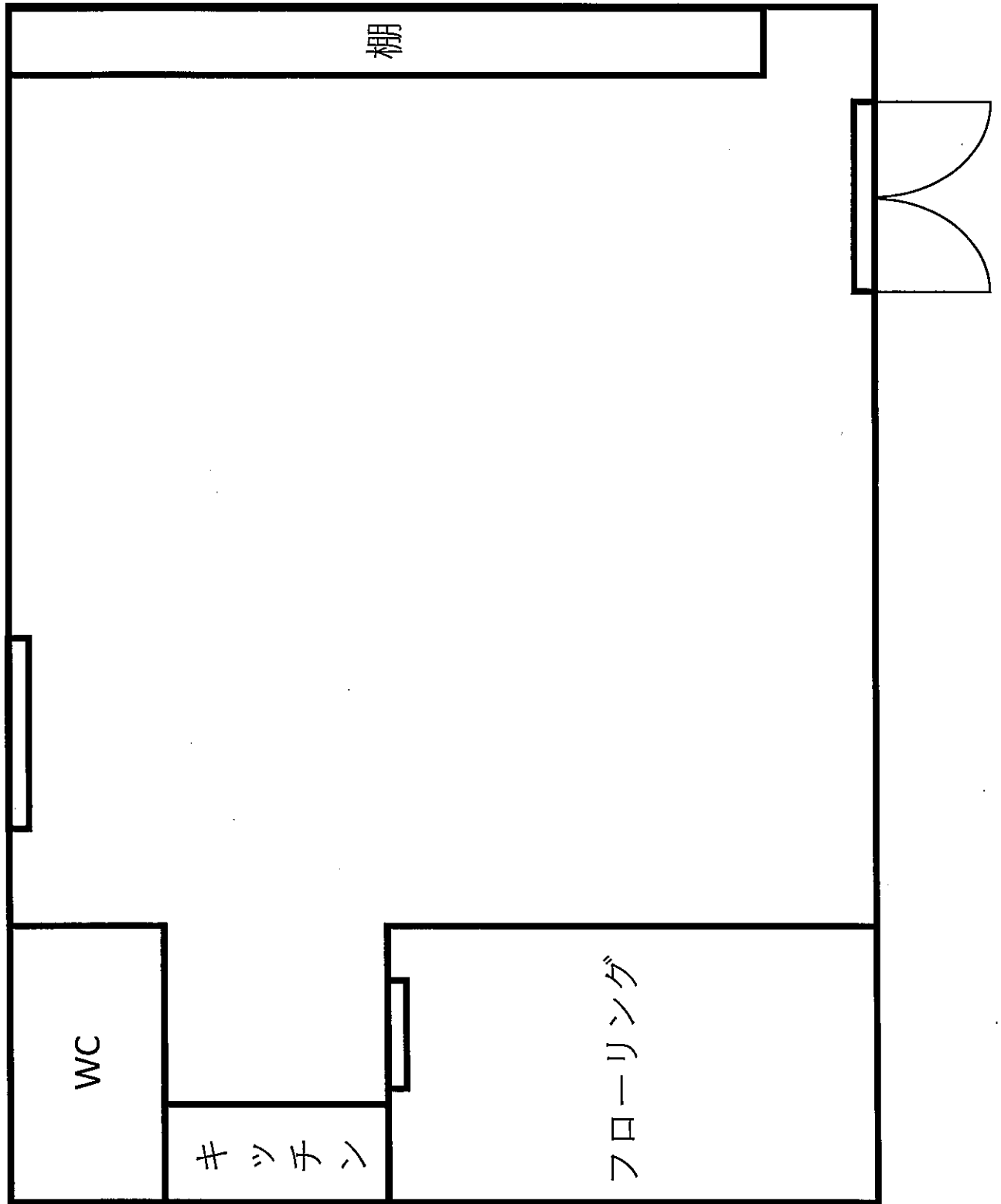
000023



000025



堀努 事務所 平面図



000026

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|-----------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 1日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 8日 | |
| 金 額 | 3,125 | | - | 円 |
| 内 容 | 消耗品代(インク)として | | | |
| 支 払 先 | コジマ | | | |
| 備 考 | ¥6,250 ×1/2 ¥3,125 ※遠藤裕孝議員自宅にて使用 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000027



領収証



コジマ×ビックカメラ静岡店
電話番号 054-208-5711

静岡自民党市援団 様

¥6,250-

(内、消費税等 ¥568-)
お品物 (インク) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2022/04/01/14:48 レジNo637/0104
取引No5991 販売員

| | | |
|-----------|------------|---------------|
| パソコン | JITKE80L6P | ¥4,880 |
| インク | ICBK80L | ¥1,370 |
| 合計 | | ¥6,250 |
| | (内、消費税等 | ¥568) |
| | 点数 2 | |

お支払い ¥6,250
現金 ¥6,250
(内、消費税等 ¥568)
釣銭 ¥0

現在のポイント状況
ポイント対象額 P66
ポイント 1% ¥6,250
今回発生ポイント 63
キャンペーンポイント 3
ポイント残高
今回のお買上げによりポイント付与の有効
期日が2023年03月31日に延長されました。



領収証



コジマ×ビックカメラ静岡店
電話番号 054-208-5711

静岡自民党市援団 様

¥6,250-

(内、消費税等 ¥568-)
お品物 (インク) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2022/04/01/14:48 レジNo637/0104
取引No5991 販売員

| | | |
|-----------|------------|---------------|
| パソコン | JITKE80L6P | ¥4,880 |
| インク | ICBK80L | ¥1,370 |
| 合計 | | ¥6,250 |
| | (内、消費税等 | ¥568) |
| | 点数 2 | |

お支払い ¥6,250
現金 ¥6,250
(内、消費税等 ¥568)
釣銭 ¥0

現在のポイント状況
ポイント対象額 P66
ポイント 1% ¥6,250
今回発生ポイント 63
キャンペーンポイント 3
ポイント残高
今回のお買上げによりポイント付与の有効
期日が2023年03月31日に延長されました。



000028

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 3 | 1 | 2 | 5 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

消耗品代(インク)として

(控室外にて使用 ¥6,250 × 1/2)

支払年月日 R 4 年 4 月 8日

支払先住所 〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田1丁目1-57

支払先名称 コジマ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 4 年 4 月 8日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

支 出 伝 票

| | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|--------------|---|-----|--------|-------|------|--|--------|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ | | | | | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | | | | | | | |
| | 2 研 修 費 | | ⑦ 資料購入費 | | | | | | | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | | | | | | | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | | | | | | | |
| | 5 会 議 費 | | | | | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 11日 | | | | | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 11日 | | | | | | | |
| 金 額 | 7,110 | | - | 円 | | | | | | |
| 内 容 | 「明日への選択」年間購読料 として | | | | | | | | | |
| 支 払 先 | 日本政策研究センター | | | | | | | | | |
| 備 考 | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>購読料</td> <td>¥7,000</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥110</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">¥7,110</td> </tr> </table> | | | | 購読料 | ¥7,000 | 振込手数料 | ¥110 | | ¥7,110 |
| 購読料 | ¥7,000 | | | | | | | | | |
| 振込手数料 | ¥110 | | | | | | | | | |
| | ¥7,110 | | | | | | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000030

切り取り線

領収書

No. [Redacted]

自民党静岡市議団 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和4年4月号～5年3月号)として

令和4年4月11日 上記正に領収致しました

日本政策研究



振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

| | | |
|--------|--------------------------------------|---------------------|
| 口座記号番号 | [Redacted] | 通常払込 料金加入 者負担 |
| 加入者名 | 日本政策研究センター | |
| 金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| | ¥ 7 0 0 0 | |
| ご依頼人 | *静岡市葵区追手町5-1 静岡市議会内自民党会派 山根 田鶴子 様 | |
| 料金 | [Redacted] | |
| | 04-04-11 | |
| 備考 | 現金払 | 料金 110円 |

000031

この受領証は、大切に保管してください。

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | ¥ | 1 | 1 | 0 |

内訳

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 科目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内容

振込手数料

支払年月日 R4年 4月 11日

支払先住所 

支払先名称 

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R4年 4月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|---------------------------------------|----|-----------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | 7 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | ⑨ 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 10日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 11日 | |
| 金 額 | 2,178 | | - | 円 |
| 内 容 | Creative Cloud コンプリートプラン 月額利用料 4月分として | | | |
| 支 払 先 | ADOBE | | | |
| 備 考 | <p>※備品No.536 ノートパソコンにインストール</p> | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000033



Adobe Systems Software Ireland Ltd
 4-6 Riverwalk
 Citywest Business Park
 Dublin 24
 Ireland
 登録国外事業者番号: 00002

オリジナル

請求情報

ご請求番号
 発行日
 支払い条件
 注文書
 ご注文番号
 お客様
 通貨

2022年 4月 10日
 クレジットカード
 円

領収書送付先

421-0017

自由民主党静岡市議団 白濱 史教 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2022年 4月 10日 to 2022年 5月 9日

| 製品番号 | 製品説明 | 数量 | 単位 | 単価 | 小計 | 税率 | 税 | 金額 |
|----------|--------------------------------|----|----|-------|-------|--------|-----|-------|
| 65207469 | Creative Cloud コンプリートプラン 100GB | 1 | 点 | 1,980 | 1,980 | 10.00% | 198 | 2,178 |

領収書の合計

小計(円) 1,980
 消費税 198
 JCT

合計金額(円) 2,178

備考欄:

上 登録国外事業者が消費税を納める義務を負います
[http://www.adobe.com/support/service/Consumption Tax](http://www.adobe.com/support/service/ConsumptionTax)

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|---------------|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | ⑦ 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 12日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 12日 | |
| 金 額 | 2,200 | | - | 円 |
| 内 容 | 書籍代 | | | |
| 支 払 先 | amazon.co.jp | | | |
| 備 考 | 「ノーコスト林業のすすめ」 | | | |
| | | | 出納簿 確認欄 | ✓ |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 2 | 0 | 0 |

内訳

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 科目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内容 書籍代

支払年月日 令和 4 年 4 月 12 日
支払先住所 東京都品川区上大崎 3 丁目 1-1
支払先名称 amazon.co.jp

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 12 日
会派名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 石上 顕太郎

000036



注文番号 [REDACTED] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月19日

注文日: 2022年4月11日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ¥ 2,200

自民党 静岡市議団様

2022年4月12日に発送済み

注文商品

1点 ノーコスト林業のすすめ, 荻大陸
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥ 2,200

コンディション: 新品

お届け先住所:

島 直也
421-0122
静岡県 静岡市駿河区用宗4-3-23
AQUAFORT406

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa [REDACTED]
一括払い

商品の小計: ¥ 2,200
配送料・手数料: ¥ 0

注文合計: ¥ 2,200

請求先住所:

島 直也
421-0122
静岡県 静岡市駿河区用宗4-3-23
AQUAFORT406

ご請求額: ¥ 2,200

クレジットカードへの請求

Visa [REDACTED]: 2022年4月12日: ¥ 2,200

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

000037

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 12日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 12日 | |
| 金 額 | 48,600 | | - | 円 |
| 内 容 | 事務所賃料 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | サンコーランディックス | | | |
| 備 考 | ★池谷大輔 議員 事務所賃料 $¥97,200 \times 1/2 = ¥48,600$ 所在地： 静岡市駿河区手越原 2 5 1 番地の12 ※契約書の写し等書類添付 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000038

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 4 | 8 | 6 | 0 | 0 |

内 訳

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 12日
 支払先住所 静岡市駿河区国吉田4-12-10
 支払先名称 サンコーランディックス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 12日
 会派名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 石上 顕太郎

貸借借契約書

池谷 大輔 様

社団法人 静岡県宅地建物取引業協会会員

静岡県知事 (2) 第12880号

静岡市駿河区国吉田4-12-10

(株)サンコーランディックス

054-264-8133

000040

建物賃貸借契約書(事業用)

(A) 賃貸建物の表示 ※宅建業法37条1-2

| | | | | | |
|------|-------------------|--------------|---------------------------|------|-------------|
| 所在地 | 静岡市駿河区手越原251番地の12 | | | 家屋番号 | 251番12 |
| 建物名称 | LLビル | 階数 | 1階 | 部屋番号 | B |
| 建物用途 | 事業用(非居住) | 建物種別 | 店舗・ <u>事務所</u> ・倉庫・その他() | | |
| 建物構造 | 鉄骨木造 | スレート亜鉛メッキ鋼板葺 | | 専有部分 | 床面積: 47.17㎡ |
| 建物構造 | 2階建て | 総面積 | 334.33㎡ | 敷地面積 | 490.24㎡ |
| | | | | 駐車場 | 2台駐車可 |

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的 (建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、違法薬物・危険ドラッグの製造販売又は使用のため等は、不可)

| | |
|---------|---------|
| 賃借人の業種 | 静岡市議会議員 |
| 建物の使用目的 | 事務所 |

(C) 賃貸借期間 ※宅建業法37条1-4

※契約期間終了後は自動更新です

| | | | | |
|-----------|--------------------------|----|-------|-----|
| 始期 | 平成29年 | 4月 | 27日から | 1年間 |
| 終期 | 平成30年 | 4月 | 26日まで | |
| 目的物の引渡し時期 | 29年 4月 27日 ※鍵の引渡し予定日等を記載 | | | |

(D) 賃料・敷金・保証金等 ※宅建業法37条2-2、3

| 賃料・共益費等 | | 支払期限 | 支払方法 (振込又は持参) |
|---------|---------|------------------------------|--|
| 賃料 | 97,200円 | 当月分・ <u>翌月分</u> を 毎月28日まで | 金融機関名: XXXXXXXXXX 預金: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: XXXXXXXXXX 持参先: |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 敷金・保証金等 | | 授受の時期 | 目的 |
|---------|----------|-------|------------|
| 敷金 | 270,000円 | 契約時 | 本契約書第6条の通り |
| 礼金 | 194,400円 | 契約時 | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |

(E) 貸主及び管理者

(1) 貸主

| | |
|----|------------|
| 氏名 | ■■■■■■■■■■ |
|----|------------|

(2) 貸主と建物所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

| | |
|---------------|---------------|
| 住所 | 〒 - 電話 () |
| 氏名 | |
| 賃貸人と建物所有者との関係 | |

(3) 管理者

| | |
|-------------|--------------------------|
| 商号又は名称 | ■■■■■■■■■■ |
| 所在地 | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ |
| 賃貸住宅管理者登録番号 | 国土交通大臣()第 号 |

(F) 借主の緊急時連絡先

| | |
|--------|----------------------|
| 住所 | 〒 - 電話 () 携帯 () |
| 氏名 | |
| 借主との関係 | |

000042

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

1. 電球・蛍光灯等の消耗品
2. エアコンの保守点検交換

(H) 特約事項 (損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるとき、天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容をここに記載) ※宅建業法37条1-8、10

(契 約 条 文)

貸主 [REDACTED] と借主 池谷大輔 は、頭書(A)記載の建物(以下「本物件」という。)について、建物賃貸借契約を次のとおり締結する。

第1条 使用目的

借主は、本物件を頭書(B)記載の目的にのみ使用する。

第2条 賃貸借期間

賃貸借期間は、頭書(C)記載のとおりとする。但し、貸主・借主協議の上、契約を更新することができる。

第3条 賃料・共益費等

借主は、頭書(D)の記載に従い、賃料等を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合の振込手数料は (貸主・借主) の負担とする。

- 2 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額とする。

第4条 賃料等の増減

本契約の賃料等が公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の賃料と比して不相当となったときは、貸主・借主協議の上、増減することができる。

第5条 負担の帰属

本物件の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は、借主が負担する。

第6条 敷金

借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(D)記載の敷金を貸主に預け入れるものとする。

- 2 借主は、本物件の明渡しまで、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。
- 3 貸主は、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納、その他本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合は債務の額の内容を明示し、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 貸主は、本物件の明渡しが完了したときには、敷金の残額を借主に返還しなければならない。

第7条 借主の善管注意義務

借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

2 本物件が毀損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。その毀損が借主の故意・過失に起因したものについては、借主が損害賠償しなければならない。

第8条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 禁止事項

借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (3) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (8) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグ(覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚や興奮等の精神作用のある成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物)使用者又は所持する者を出入りさせること並びに本物件内において本号薬物の販売を行うこと。
- (10) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (11) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

第10条 契約解除 ※宅建業法37条1-7

借主が1か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- 2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。
 - (1) 第9条(1)～(6)及び(8)～(11)の禁止事項を行ったとき。
 - (2) 第9条(7)の禁止事項を行ったときは、貸主は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。
- 3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第11条 修繕

貸主は、頭書(G)に記載した借主が負担する修繕を除き、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

い。

第12条 立入り

貸主は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。
- 3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。

第13条 借主からの解約

借主は、貸主に30日前までに解約の申入れをすることにより、本契約を終了させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から1月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間に随意、本契約を終了することができる。

第14条 天災事変等による契約の終了 ※宅建業法37条1-10

天災事変・事故・火災・老朽により、本物件の全部もしくは大部分を使用することが不可能な状態になったとき又は改築・大修理の必要が生じたときには、本契約は終了する。

第15条 明渡し及び明渡し時の修繕 ※宅建業法37条1-8

借主は、貸主又は貸主が指定した者(本物件の管理業者等)に、本物件の明渡日を事前に通知しなければならない。

- 2 借主は、本契約が終了する日までに(第10条の規定に基づき本契約が解除された場合は直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
- 3 借主は、明渡しについて必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃及び公共料金の精算をしなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された借主の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、借主がその時点でこれを放棄したものとみなし、貸主はこれを必要な範囲内で任意に処分し、その処分に要した費用を借主に請求することができるものとする。
- 5 本物件の明渡し時において、借主は経年劣化及び通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、借主の故意又は過失による必要な修繕費用は、借主が負担するものとする。
- 6 貸主・借主は、前項に基づき借主が行う原状回復の内容及び方法について事前に協議するものとする。
- 7 借主が明渡しを遅延したときは、借主は貸主に対して賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の2倍に相当する使用損害金を支払わなければならない。
- 8 借主は明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵及び複製した鍵を貸主に返還しなければならない。その他、貸与を受けたものがあるときには、同様に返還しなければならない。

第16条 延滞損害金 ※宅建業法37条1-8

借主は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(10.0%)の割合による延滞損害金を支払わなければならない。

第17条 連帯保証人

連帯保証人は、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。

- 2 連帯保証人は、法定更新、合意更新にかかわらず、本契約が存続する限り、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。
- 3 連帯保証人が死亡したとき又は破産の宣告を受けるなど、著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。
- 4 連帯保証人は、貸主の承諾がなければ、この保証契約を解約することができない。
- 5 借主は、貸主から連帯保証人の変更等の要求を受けたときには、すみやかに必要な手続きをとらなければならない。
- 6 借主が不在のときは、連帯保証人が借主に代わり賃貸借契約の解除の権限を有し、債務及び義務の一切を継承する。

2. 宅地建物取引業法第37条に定められている署名

| | |
|-----------------|--|
| 宅地建物取引業者の商号 | 株式会社サンコーランディックス |
| 代表者の氏名 | 中島 順 印 |
| 主たる事務所(電話番号) | 静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133 |
| 免許証番号 | 静岡県知事(2)第12880号 |
| 免許年月日 | 平成29年12月10日 |
| 説明をする宅地建物取引士の氏名 | 印 |
| 登録番号 | |
| 業務に従事する事務所 | 株式会社サンコーランディックス 静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133 |

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000046

第18条 保証機関

貸主が承諾したときは、借主は、前条の連帯保証人の提供に代え、機関保証を利用することができるものとする。その場合、借主は、賃貸借契約締結と同時に同保証制度を利用するために必要な手続きをとらなければならない。また、機関保証に係わる費用は、借主の負担とする。

第19条 協議

貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、貸主の所在地若しくは本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第21条 特約事項

頭書(H)のとおり定める。

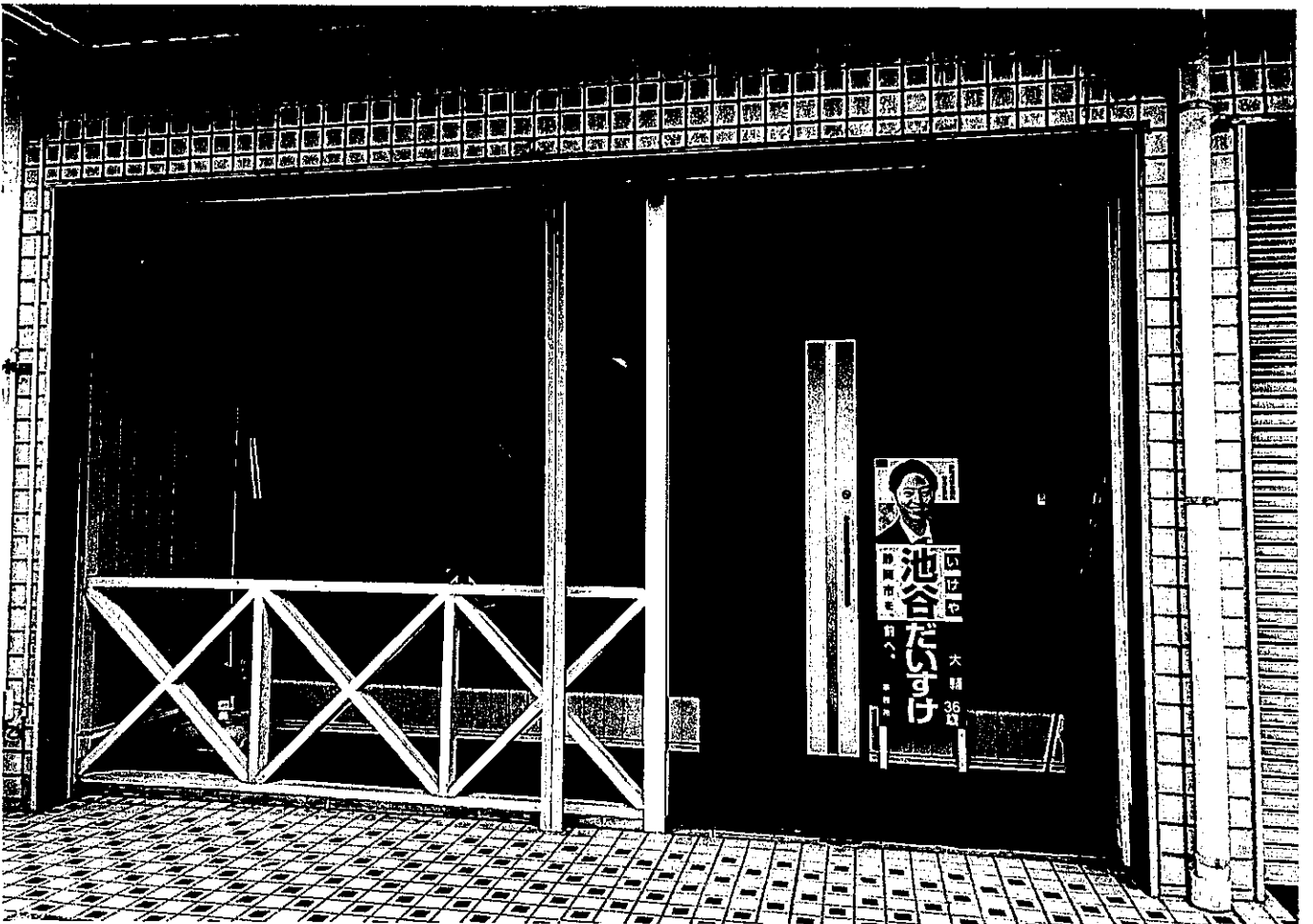
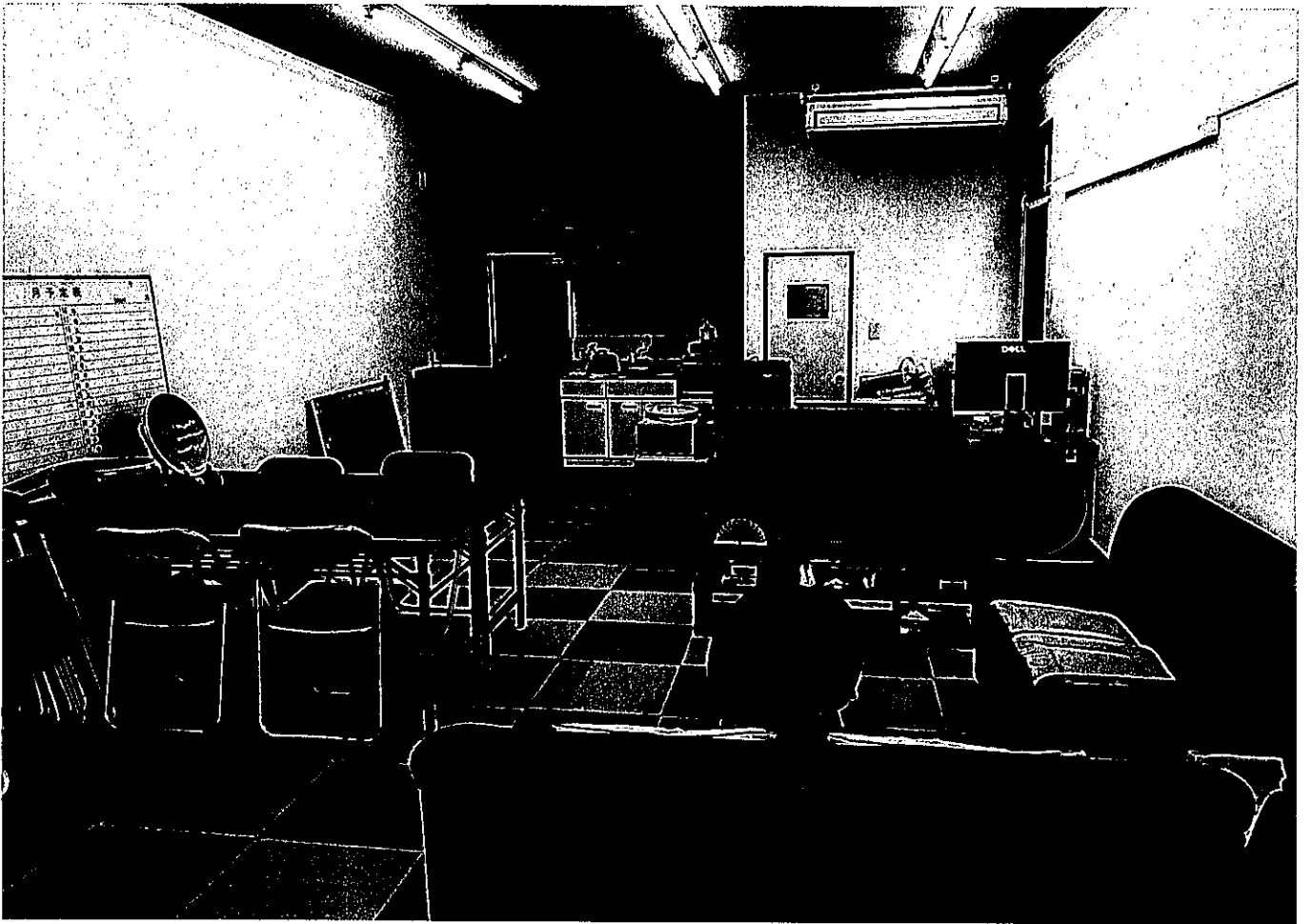
本契約書を2通作成し、貸主借主双方が署名押印の上各1通を保持する。

平成 29 年 4 月 20 日

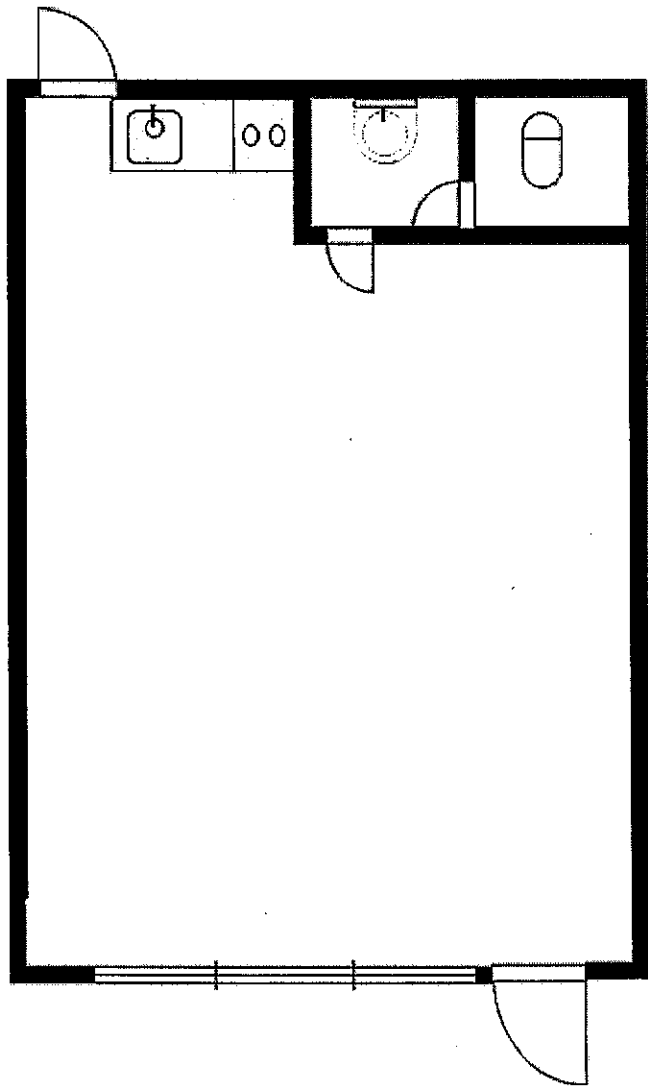
1. 貸主・借主・連帯保証人・保証機関

| | | | | | |
|-------|----|----------------|----|-----|------------|
| 貸主 | 氏名 | [REDACTED] | | | () |
| | 住所 | [REDACTED] | | | |
| 借主 | 氏名 | 池谷大輔 | 印 | 電話 | [REDACTED] |
| | 住所 | 静岡市駿河区丸子4-15-3 | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | [REDACTED] | | | |
| | 住所 | [REDACTED] | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | | 印 | 電話 | () |
| | 住所 | | | | |
| 保証機関 | 社名 | | 電話 | () | |
| | 住所 | | | | |

000047



000048



000049

領 収 証

No 028808

自由民主党静岡市議会議員田様

左記の金額領収致しました。

¥ 78,100

2022年 4月 12日

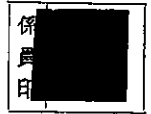


但し 9/6 視察 バス代とし

| | | |
|--------|------|---|
| 内 訳 | 税抜額 | 円 |
| | 消費税等 | |
| | 計 | |

| | | |
|----------|----|------|
| 入金 区分 | ① | 現金 |
| | 2. | 小切手 |
| | 3. | 銀行振込 |

静岡市駿河区下焼津市塩津29番地5
 静鉄ジョイステップバス株式会社



(本証の金額を訂正改ざんしたもの及び係員の印なきものは無効と致します。)

(24.09-2×50×100)

000051

報告書

令和4年 4月 11日

自由民主党静岡市議会議員団
鈴木 和彦 様

議員名 白濱史教 山本昌輝 鈴木直人 高木 強 堀 努
島 直也 寺澤 潤 尾崎行雄 池谷大輔 畑田 響
福地 健 大村一雄 丹沢卓久 井上恒彌 計14名

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

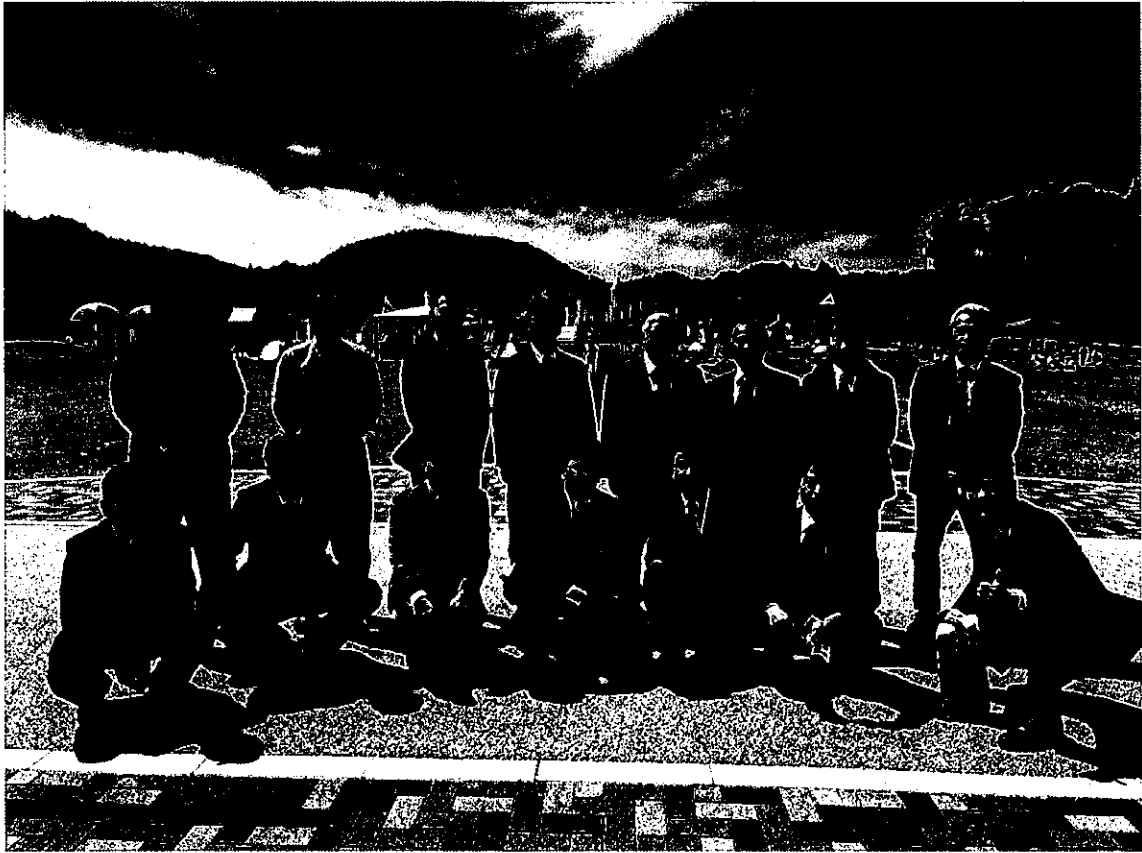
| | |
|---------|---|
| 1 視 察 名 | 自民党静岡市議団「島田市観光交流施設等視察」 |
| 2 日 時 | 令和4年4月6日(水) |
| 3 視 察 者 | 白濱史教 山本昌輝 鈴木直人 高木 強 堀 努 島 直也 寺澤 潤 尾崎行雄 池谷大輔 畑田 響 福地 健 大村一雄 丹沢卓久 井上恒彌 計14名 |
| 4 対 応 者 | <p>■島田ゆめ・みらいパーク 島田市教育委員会教育部スポーツ振興課 課長 天野 裕継 島田市議会事務局 主事 伊藤 清実 島田市議会事務局 主事 井口 隼輔</p> <p>■KADODE OOIGAWA 代表取締役 福本 作治 [REDACTED]</p> <p>■Glamping&Port 結 島田市行政経営部資産活用課 課長 矢部 秀男 (株)アイワコネクト 代表取締役社長 深澤 一浩 (株)アイワホールディングス常務取締役 山本 哲也</p> |
| 5 目 的 | 少子化や過疎化によって全国的に公立小中学校などの統廃合が進められるなか、本市静岡市にとっても廃校となった学校施設の利活用が課題となっている。地域の特性を活かし、住民にも喜んでいただける学校跡地の活用方法を探るため、実際に取り組んでいる島田市の事例の調査・研究を行うと同時に、子育て支援に繋がる大型公園整備や観光交流施策についても視察を行う。 |
| 5 内 容 | <p>■島田ゆめ・みらいパーク 新東名高速道路の廃土を利用して造成を行った多目的スポーツレクリエーション広場。大型遊具を設置し、2020年6月にオープンした。平日、休日問わず、家族連れが訪れる公園となっている。大型駐車場も完備されており、近隣には田代の郷温泉伊太和里の湯が併設され、お食事処や休憩施設、リラクゼー</p> |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>ションなど、公園だけでなく、老若男女が長い時間滞在し楽しめる工夫がされていた。</p> <p>■KADODE OOIGAWA</p> <p>2020年秋にオープンし、JA大井川や島田市、大井川鐵道などが運営する体験型フードパーク「KADODE OOIGAWA」が、2022年3月下旬にオープンから1年4カ月で来場者が100万人を達成した。お茶と農業が体験でき、SLを眺めながら食事できるレストランまでも完備されており、人を引き付ける魅力がある施設だと感じました。近年、体験型の施設がファミリーやカップルに選ばれるため、島田市では最も人気の体験型施設になっていると感じました。</p> <p>■Glamping & Port 結</p> <p>本市にも小中学校の統合により廃校となった学校施設が複数存在します。令和3年3月に廃校となった島田市立旧湯日小学校の跡地に、プロポーザルで募集を行った、全21棟と大型テントを配置したグランピング施設「Glamping & Port 結」をオープンさせた。廃校から1年もかからず、スピード感ある公共施設の利活用だと感じました。地域の意向を踏まえつつ、民間活力を活用し、観光施設として人を呼び込む大変すばらしい取り組みでした。富士山静岡空港からも近く、飛行機の時間に合わせて前泊をしたり、旅行の合間に宿泊をしたりと多岐に渡る利用が見込まれるとの事でした。</p> |
| <p>6 成果・市政への反映等</p> | <p>本市が抱える少子高齢化や若年層の流出によって、小中学校の生徒数は年々減少しています。首都圏だけでなく、全国の地方都市との中で、どのように存在感を示していくのが重要になっています。</p> <p>利用しなくなった学校施設を、官民でアイデアを持ち寄り、住民の意向と、人を集め、お金を稼げる施設に磨き上げ、地域の活性化に繋がる取り組みにしていく事が重要です。</p> <p>本市は石橋を叩いて叩いて進むという悪しき習慣によって、アセットマネジメントが進んでいません。他市の取り組みを参考に、各地で廃校となった学校の利活用を、民間のアイデアを取り入れながら進めていく事が望まれます。</p> |

(注)

- 1 この別紙は、視察先ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

【視察風景写真】



島田ゆめ・みらいパーク



KADODE OOIGAWA

000055



Glamping&Port 結①



Glamping&Port 結②

【対応者】

■島田ゆめ・みらいパーク



島田市教育委員会
教育部スポーツ振興課

課長 天野 裕 継
Hirotsugu Amano

〒427-0042
静岡県島田市中央町5番の1

TEL 0547-36-7219
FAX 0547-37-8982

蓬萊楼
(世界一長い木造歩道橋)

E-Mail: [Redacted]

島田市緑茶化計画

島田市議会事務局
主事 伊藤 清実


〒427-8601 静岡県島田市中央町1番の1
TEL (0547) 36-7204
FAX (0547) 37-2212
Email gikai@city.shimada.lg.jp

島田市緑茶化計画

島田市役所議会事務局
主事 井口 隼輔
Iguchi Shunsuke

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1
TEL : 0547-36-7205/FAX : 0547-37-2212
E-mail : gikai@city.shimada.lg.jp

■KADODE OOIGAWA



代表取締役
福本 作治

KADODE OOIGAWA株式会社
〒428-0008 静岡県島田市竹下62
TEL 0547-39-4273 FAX 0547-39-4103
Email: [Redacted]

本社は大井川通商ビル6F、島田市、大井川通商ビル株式会社、中2F



KADODE OOIGAWA株式会社
〒428-0008 静岡県島田市竹下62
TEL 0547-39-4073 FAX 0547-39-4103
携帯: [Redacted]
Email: [Redacted]

本社は大井川通商ビル6F、島田市、大井川通商ビル株式会社、中2F


■Glamping&Port 結



島田市 行政経営部
資産活用課

課長 矢部 秀男

〒427-8501
静岡県島田市中央町1番の1
TEL (0547) 36-7124
FAX (0547) 37-8200
E-mail: s-katsuyou@city.shimada.lg.jp



常務取締役 山本 哲也

〒420-0034 静岡県浜松市東区常盤町1丁目B 基地の6 常盤町アイビル3階
TEL 054-253-2811(代) FAX 054-253-2812
e-mail: [Redacted]

アイワ不動産 アイワマネージメント アイワホームサービス アイワ文化福祉財団

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内 容 日本教育新聞 購読料

支払年月日 令和 4 年 4 月 13 日

支払先住所 東京都港区白金台3-2-10

支払先名称 日本教育新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 13 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

000059

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|--|
| この受領証は、大切に保管してください。 | 口座番号 | [REDACTED] | | | | | | | | | |
| | 加入者名 | 日本教育新聞社 | | | | | | | | | |
| | 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | |
| | 振込先 | 銀行 | | | | | | | | 支店 | |
| ご依頼人 | おなまえ [REDACTED] 自由民主党静岡市議会議員団 | | | | | | | | | | |
| 料金 | (消費税込み) | | | | | | | | | | |
| 備考 | | 日付印 '22.4.13 511321 | | | | | | | | | |

CVS収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

000060

請求書

2022年 4月 5日

自由民主党静岡市議会議員団 様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 幹 [REDACTED]

東京都港区白 [REDACTED] 0

電話 03 (3) 48 0 008

《お支払い先》

- ・振替払込
- ・銀行振込

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

| | | | | | |
|-------|----------|-------|------------|-------|------------|
| 合計請求額 | 33,000 円 | 読者コード | [REDACTED] | 請求書番号 | 0004506196 |
|-------|----------|-------|------------|-------|------------|

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

| | 品名 | 部数 | 期間 | 金額 | 備考 |
|-------|--------|----|-------|----------|-----------------|
| 前回請求額 | | | | 33,000 円 | 2021/04-2022/03 |
| 今回入金額 | | | | 33,000 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 12ヶ月分 | 33,000 円 | 2022/04-2023/03 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 12ヶ月分 | 33,000 円 | 2022/04-2023/03 |

支出伝票

| | | | | |
|-------|--|----|-----------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | |
| 金 額 | 132,550 | | - | 円 |
| 内 容 | JAMP年間利用料 として | | | |
| 支 払 先 | 時事通信社 | | | |
| 備 考 | JAMP年間利用料 R4年4月1日～R5年3月31日 10,000円×12ヶ月 ￥120,000 消費税 ￥12,000 振込手数料 ￥550 <hr/> ￥132,550 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000061

〒 420-8602
静岡県静岡市葵区追手町 5-1

自由民主党静岡市議会議員団 御中

000062

お客様番号 [REDACTED]

請求書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

| | |
|------|-----------------|
| 請求日 | 令和 4 年 4 月 13 日 |
| 請求番号 | 2516287 |

請求金額 **132,000 円**
(消費税等 12,000 円を含む)

請求期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日

| 種類 | 【配信先】 | 数量 | 月 額 | 月数 | 請求金額 |
|------------------|-------|----|--------|----|---------|
| JAMP(時事行財政情報 モニ) | | 1 | 10,000 | 12 | 120,000 |
| | | | (消費税) | | 12,000) |
| 合計 | | | | | 132,000 |

■この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。

発行責任者 [REDACTED]
事務担当者 [REDACTED]
下記振込先の口座名義人は「株式会社時事通信社 カケアケアケア」です。

[REDACTED] 下記の金融機関へお振り込み下さい。

株式会社時事通信社
〒100-0116
東京都中央区新富5丁目1番1号
電話 03-6560-1111

〒 420-8602
静岡県静岡市葵区追手町5-1

自由民主党静岡市議会議員団 御中

000063

お客様番号 [REDACTED]

領収証

自由民主党静岡市議会議員団 御中

| | |
|------|-----------|
| 領収日 | 令和4年4月13日 |
| 領収番号 | 2516287 |

領収金額 **132,000 円**
(消費税等 12,000 円を含む)

期 間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日



| 種類 | [配信先] | 数量 | 月 額 | 月数 | 領収金額 |
|-------------------|-------|----|-----------------|----|--------------------|
| JAMP (時事行財政情報 モノ) | | 1 | 10,000 (消費税 | 12 | 120,000 12,000) |
| 合計 | | | | | 132,000 |

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、 静岡総局

までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

発行責任者
事務担当者 [REDACTED]

〒100-8178
東京都中央区銀座5丁目1
株式会社時事通信
代表取締役 徳田 隆
電話 03-(6800)1111

時事株
式会社
代表取締役
徳田 隆
印信社

支払証明書

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | ¥ | 5 | 5 | 0 |

内訳

- | | | |
|----|------------|-----------|
| 科目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研修費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会議費 | |

内容

振込手数料

支払年月日 R4年 4月 13日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R4年 4月 13日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

000064



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | |
|--|---------------|------------|----------------|
| 年月日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 04 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 |
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| お取扱店 | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | お引出し | ¥132,000 | |
| お取扱枚数 | ***** | | |
| | おつり | 残 | 高 |
| | | ***** | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱い できない場合 |
| | ¥550 | 14170142 | |
| お振込先 氏名 | [REDACTED] | | |
| カ)シ"シ"ツウシ"シヤ 様 | | | |
| 案)シ"ユウミン"シ"ユトウ"シ"ス"オカ"シ"キ"カイ"キ"イン タ"ン 様 TEL054-254-2111 | | | |

06.520.38

(裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | |
|--|---------------|------------|----------------|
| 年月日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 04 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 |
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| お取扱店 | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | お引出し | ¥132,000 | |
| お取扱枚数 | ***** | | |
| | おつり | 残 | 高 |
| | | ***** | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱い できない場合 |
| | ¥550 | 14170142 | |
| お振込先 氏名 | [REDACTED] | | |
| カ)シ"シ"ツウシ"シヤ 様 | | | |
| 案)シ"ユウミン"シ"ユトウ"シ"ス"オカ"シ"キ"カイ"キ"イン タ"ン 様 TEL054-254-2111 | | | |

06.520.38

(裏面もご覧ください)

振込手数料 550円

000065

支出伝票

| | | | | |
|-------|---|----|-----------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理責任者 | ✓ |
| 科目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研修費 | | ⑦ 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | |
| | 5 会議費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | |
| 金額 | 70,510 | | - | 円 |
| 内容 | 地方行政年間購読料 として | | | |
| 支払先 | 時事通信社 | | | |
| 備考 | <p>地方行政年間購読料 (R4年4月1日～R5年3月31日)</p> <p>@5,300×12ヶ月分 ¥63,600</p> <p>消費税 ¥6,360</p> <p>振込手数料 ¥550</p> <hr/> <p>¥70,510</p> | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000066

〒 420-0853
静岡県静岡市葵区追手町 5-1

自民党静岡市議会議員団 御中

お客様番号 [REDACTED]

000067

請求書

自民党静岡市議会議員団 御中

| | |
|------|-----------|
| 請求日 | 令和4年4月13日 |
| 請求番号 | 2508807 |

請求金額 **69,960 円**
(消費税等 6,360 円を含む)


請求期間 令和 4 年 4 月 1 日~令和 5 年 3 月 31 日

| 種類 | 【配信先】 | 数量 | 月 額 | 月数 | 請求金額 |
|------|-------|----|----------------|----|------------------|
| 地方行政 | | 1 | 5,300 (消費税) | 12 | 63,600 6,360) |
| 合計 | | | | | 69,960 |

■この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
 送金手数料はお客様負担をお願いいたします。契約内容のお問合せは上記までお願い致します。
 発行責任者 [REDACTED]
 事務担当者 [REDACTED]
 下記振込先の口座名義人は「株式会社時事通信社 カシツツツツツヤ」です。

下記の金融機関へお振り込み下さい。



〒100-0178
東京都中央区銀座5丁目1
株式会社時事通信
代表取締役
電話 03-4630-1111 番

印信社



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | |
|-------------|--------------------------|-------------|----------------|
| 年月日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 04 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 |
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| お取扱店 | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | お引出し | ¥69,960 | |
| お取扱枚数 | ***** | | |
| | おつり | 残 | 高 |
| | | ***** | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱い できない場合 |
| | ¥550 | 14 19 0 143 | |
| お 客 様 | [REDACTED] | | |
| | カ)シ)シ)ツウジシヤ 様 | | |
| | 2508807シ)ミントウシス)オカシキ)タ)ン | | |
| | 様 TEL054-254-2111 | | |

06.520.38

(裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | |
|-------------|--------------------------|-------------|----------------|
| 年月日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 04 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 |
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| お取扱店 | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | お引出し | ¥69,960 | |
| お取扱枚数 | ***** | | |
| | おつり | 残 | 高 |
| | | ***** | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱い できない場合 |
| | ¥550 | 14 19 0 143 | |
| お 客 様 | [REDACTED] | | |
| | カ)シ)シ)ツウジシヤ 様 | | |
| | 2508807シ)ミントウシス)オカシキ)タ)ン | | |
| | 様 TEL054-254-2111 | | |

06.520.38

(裏面もご覧ください)

振込手数料 550円

000068

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 7 | 0 | 5 | 1 | 0 |

内 訳

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 地方行政年間購読料 R4年4月～R5年3月分

| | |
|-----------------------|-----------|
| 地方行政 購読料 R4年4月～R5年3月分 | ¥69,960 |
| 振込料 | ¥550 |
| | ¥70,510 - |

支払年月日 令和 4 年 4 月 13 日

支払先住所 東京都中央区銀座5丁目15-8

支払先名称 株式会社 時事通信社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 13 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

払込受領書

ゆうちょ銀行・郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出しくたさい。

| | |
|-------|----------------------------------|
| お客様番号 | [REDACTED] |
| ご依頼人 | 自由民主党 静岡市議会議員団 |
| 受取人 | 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター (収納代行CNS) |
| 金額 | ¥3,600 |
| 備考 | 令和04年度1期 |
| 受領印 | [REDACTED] |
| 収入印紙 | 22,419 |
| 受領日附印 | 4/13/21 |

(ご依頼人控)

000071

支 払 証 明 書

| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| | | | ¥ | 3 | 6 | 0 | 0 |

内 訳

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

勤労者福祉サービスセンター 会費
4・5・6月分として

支払年月日 令和4年4月13日
支払先住所 静岡市葵区日出町2番地の1
支払先名称 静岡市勤労者福祉サービスセンター

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和4年4月13日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 石上 顕太郎

000072

請求書

令和4年4月1日

自由民主党静岡市議会議員団

様

静岡市葵区日出町2番地の1

田中産商第一生命共同ビル7階

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

理事長 新村 敏晴

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 3,600 円

| 内訳 | | 金額 | |
|---------------------|----|-------|---|
| 会費 | 2名 | 3,600 | 円 |
| お1人様(4月~6月分) 1,800円 | | | |

納入期限

令和4年4月20日

000073

支 出 伝 票

| | | | | | | | | | | |
|------------|--|----|--------------|---|-----|---------|-------|------|------------|--|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ | | | | | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | | | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | | | | | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 13日 | | | | | | | |
| 金 額 | 52,250 | | - | 円 | | | | | | |
| 内 容 | TSR情報誌 年間購読料 として | | | | | | | | | |
| 支 払 先 | 東京商工リサーチ | | | | | | | | | |
| 備 考 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">購読料</td> <td style="text-align: right;">¥51,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥550</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥52,250 .-</td> <td></td> </tr> </table> | | | | 購読料 | ¥51,700 | 振込手数料 | ¥550 | ¥52,250 .- | |
| 購読料 | ¥51,700 | | | | | | | | | |
| 振込手数料 | ¥550 | | | | | | | | | |
| ¥52,250 .- | | | | | | | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000074

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 5 | 2 | 2 | 5 | 0 |

内 訳

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 TSR情報誌 年間購読料 として

| | |
|-------|---------|
| 購読料 | ¥51,700 |
| 振込手数料 | ¥550 |
| 合計 | ¥52,250 |

支払年月日 令和 4 年 4 月 13 日
 支払先住所 東京都千代田区大手町1-3-1
 支払先名称 東京商工リサーチ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 13 日
 会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 石上 顕太郎



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | | | |
|------------------------------|-------|----------|---------------|---------|--|
| 年 | 月 | 日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 | 04 | 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 | | |
| お取扱店 | | | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | | | お引出し | ¥51,700 | |
| お取扱枚数 | ***** | | | | |
| | おつり | 残 | 高 | | |
| | | ***** | | | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱 できない場合 | | |
| | ¥550 | 14210144 | | | |
| お振込先明細・ご案内 | | | | | |
| カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様 | | | | | |
| シ" ヲウミンシユトウシス" オカシキ" カイキ" イン | | | | | |
| タ" ン 様 TEL054-254-2111 | | | | | |

06.520.38 (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | | | |
|------------------------------|-------|----------|---------------|---------|--|
| 年 | 月 | 日 | 振替先店番・科目・口座番号 | | |
| 04 | 04 | 13 | [REDACTED] | | |
| 銀行番号 | 店番号 | 科目 | 口座番号 | | |
| お取扱店 | | | お取引内容 | お取引金額 | |
| [REDACTED] | | | お引出し | ¥51,700 | |
| お取扱枚数 | ***** | | | | |
| | おつり | 残 | 高 | | |
| | | ***** | | | |
| キャッシング | 手数料 | 時刻 | お取扱 できない場合 | | |
| | ¥550 | 14210144 | | | |
| お振込先明細・ご案内 | | | | | |
| カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様 | | | | | |
| シ" ヲウミンシユトウシス" オカシキ" カイキ" イン | | | | | |
| タ" ン 様 TEL054-254-2111 | | | | | |

06.520.38 (裏面もご覧ください)

| | |
|-------|----------|
| 購読料 | 51,700 円 |
| 振込手数料 | 550 円 |
| 合計 | 52,250 円 |

000076

請求書
1/1

請求日: 2022/02/07
請求書番号: 00000005445171

〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所内 本館2階



自由民主党静岡市議会議員団 御中

〒100-6810 千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL. 03-6910-3132 FAX. 03-5221-0705

注) ご契約内容についてのお問い合わせは
契約担当支社店へお願いいたします。



下記の通りご請求申し上げます。

| 顧客コード | 請求金額 |
|-------|---------|
| | 51,700円 |
| 本体価格 | 47,000円 |
| 消費税 | 4,700円 |

お振込は下記の金融機関へ60日以内にお支払いください。

| 金融機関 | 支店 | 種別 | 口座 |
|------|----|----|----|
| | | | |

口座名: 財団法人リサーチ

※振込手数料はお客様負担でお願いします。

軽減税率対象商品は、ホームページをご覧ください。
<http://www.tsr-net.co.jp>

☆は軽減税率対象商品

<商品別内訳>

| 品名 | 数量 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|--------|----|
| 情報料金 | 1 | 47,000 | |
| 本体価格小計(10%対象) | | 47,000 | |
| 仮受消費税 | | 4,700 | |
| 本体価格小計(8%対象) | | 0 | |
| 仮受消費税 | | 0 | |

<契約先内訳明細>

<弊社担当支店 静岡支店>

| 品目 | 伝票番号 | 品名 | 期間 | ポイントNo | 数量 | 金額 | 備考 |
|------|----------|---------------|-------------------|--------|----|--------|----|
| 0125 | 40876053 | T S R 情報静岡県版 | 22/04/01-23/03/31 | | 1 | 47,000 | |
| | | 本体価格小計(10%対象) | | | | 47,000 | |
| | | 仮受消費税 | | | | 4,700 | |
| | | 本体価格小計(8%対象) | | | | 0 | |
| | | 仮受消費税 | | | | 0 | |
| | | 小計 | | | | 51,700 | |

000077

支 出 伝 票

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|-----------|---|-----|---------|--------|--|-----|------|--|--|--------|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ | | | | | | | | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | | | | | | | | | | |
| | 2 研 修 費 | | 7 資料購入費 | | | | | | | | | | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | | | | | | | | | | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | ⑨ 事務所・事務費 | | | | | | | | | | |
| | 5 会 議 費 | | | | | | | | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 18日 | | | | | | | | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 18日 | | | | | | | | | | |
| 金 額 | 2,860 | | - | 円 | | | | | | | | | |
| 内 容 | 名刺代 として | | | | | | | | | | | | |
| 支 払 先 | ワーク春日 | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">名刺代</td> <td style="text-align: center;">@13×200</td> <td style="text-align: right;">¥2,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">消費税</td> <td style="text-align: right;">¥260</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥2,860</td> </tr> </table> <p>※繁田和三 議員</p> | | | | 名刺代 | @13×200 | ¥2,600 | | 消費税 | ¥260 | | | ¥2,860 |
| 名刺代 | @13×200 | ¥2,600 | | | | | | | | | | | |
| | 消費税 | ¥260 | | | | | | | | | | | |
| | | ¥2,860 | | | | | | | | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | | | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

収入

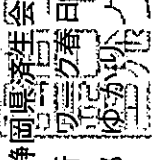
No 22018

印紙

2022年4月18日

下記正に領収いたしました。

静岡市葵区春日3-3-10



社会福祉法人 恩賜財団
済生会支部 静岡
就労継続支援B型事業所
施設長 阿部

領収金額 (税込) **¥2,860.-**

(内、消費税 ¥260.-)

| 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 小計 | 備考 |
|------|-----|----|----|-------------|----|
| 名刺印刷 | 200 | 枚 | | ¥2,600 | |
| 合計 | | | | ¥2,600 (税抜) | |

000079



自由民主党静岡市議会議員団

幹事長 繁田和三

市役所 静岡市葵区道手町五番一号(静岡市役所)
〒420-6002 電話(054)254-2111
自宅 静岡市葵区牛妻三三五-1
〒420-6004 電話(054)294-1393
携帯

Kazumi Shigeta

SHIZUOKA CITY COUNCIL MEMBER

Shizuoka Municipal Office
5-1 Otemachi Aoi-ku Shizuoka-shi Japan
Phone +81-54-254-2111

支 出 伝 票

| | | | | | | |
|------------|---|-----|-----------|---|------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | | | |
| 実施年月日 | 4 年 | 4 月 | 18 日 | | | |
| 支払年月日 | 4 年 | 4 月 | 18 日 | | | |
| 金 額 | 6,000 | | - | 円 | | |
| 内 容 | 茶葉代 として | | | | | |
| 支 払 先 | 望月信一 | | | | | |
| 備 考 | @1,000×6袋 <div style="text-align: right;"> <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table> </div> | | | | 出納簿 確認欄 | ✓ |
| 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000081

領 収 証

No. _____

自民党議員田 様

4 年 4 月 18 日

★ 洋 6,000 -

但 本代金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

静岡県葵区谷津 9-1

望月信一

TEL <454>278-0524

000082

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 18日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 18日 | |
| 金 額 | 32,000 | | - | 円 |
| 内 容 | 職員退職金共済 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 中小企業退職金共済本部 | | | |
| 備 考 | ☆ 支払方法は口座振替です。 ¥32,000 (¥16,000×2名) 04-04-18 BF *32,000 チコファイヨウカキキ | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000083

No. 4月-19

支払証明書

| 金額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | | ¥ | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

職員退職金共済 4月分 として

支払年月日 R4年 4月 18日
支払先住所 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
支払先名称 中小企業退職金共済本部

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R4年 4月 18日
会派名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 石上 顕太郎

000084

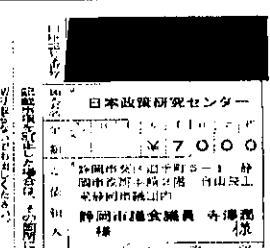
支 出 伝 票

| | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----|--------------|---|--------------|--------|-------|------|--|-----------|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ | | | | | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | | | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 20日 | | | | | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 20日 | | | | | | | |
| 金 額 | 7,110 | | - | 円 | | | | | | |
| 内 容 | 「明日への選択」年間購読料 | | | | | | | | | |
| 支 払 先 | 日本政策研究センター | | | | | | | | | |
| 備 考 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">明日への選択」年間購読料</td> <td style="text-align: right;">¥7,000</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥110</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥7,110 .-</td> </tr> </table> | | | | 明日への選択」年間購読料 | ¥7,000 | 振込手数料 | ¥110 | | ¥7,110 .- |
| 明日への選択」年間購読料 | ¥7,000 | | | | | | | | | |
| 振込手数料 | ¥110 | | | | | | | | | |
| | ¥7,110 .- | | | | | | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

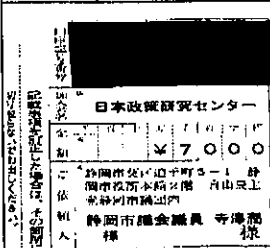
ご利用明細票

| | | |
|---|------------|---|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
| 04-04-20 | [REDACTED] | A93180016 |
| 取扱店 | [REDACTED] | |
| 払込口座 | [REDACTED] | |
| 払込金額 | *7,000 | 料金 *110 |
|  | | 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 |
| 入金額 | *7,110 | |
| おつり | *0 | |
| スマホ決済アプリ [REDACTED] 口座直結だから事前チャージ不要！ | | |

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

写

ご利用明細票

| | | |
|---|------------|---|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
| 04-04-20 | [REDACTED] | A93180016 |
| 取扱店 | [REDACTED] | |
| 払込口座 | [REDACTED] | |
| 払込金額 | *7,000 | 料金 *110 |
|  | | 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 |
| 入金額 | *7,110 | |
| おつり | *0 | |
| スマホ決済アプリ [REDACTED] 口座直結だから事前チャージ不要！ | | |

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

000086

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 7 | 1 | 1 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 明日への選択 年間購読料

| | |
|-------|--------|
| 購読料 | ¥7,000 |
| 振込手数料 | ¥110 |
| 合 計 | ¥7,110 |

支払年月日 令和 4 年 4 月 20 日
 支払先住所 東京都千代田区飯田橋2丁目-1-2
 支払先名称 日本政策研究センター

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 20 日
 会派名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 石上 顕太郎

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | ① 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 20日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | |
| 金 額 | 16,900 | | - | 円 |
| 内 容 | 管外視察旅費(桑名市) として | | | |
| 支 払 先 | 畑田 馨 | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |




*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000088

調査旅費内訳書

No. 4月 - 2φ

| No. | 精算額 旅費額 (概算額) | 請求者 | 請求印 | 受領印 | 精算印 |
|-----|--------------------|------|--|---|---|
| 1 | ¥16,900 ¥16,900 | 畑田 響 |  |  |  |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 計 | ¥16,900 | 1名 | | | |
| 計 | ¥16,900 | | | | |


000089

政務活動費

出張調査票

No.4月 - 2/

| | | | |
|-------|------|------|-----------------|
| 調査議員名 | 畑田 響 | 交通手段 | ○公共交通機関 自家用車 |
|-------|------|------|-----------------|

| | | | | |
|-------|---|---------|---------|---------|
| 調査日 | 4年4月20日 (水) | 月 日 () | 月 日 () | 月 日 () |
| 調査都市名 | 桑名市 | | | |
| 調査事項 | 福祉ガイドについて Maasの取組について | | | |
| 命令 |  | | | |

旅費計算書

| | | | | | 議員 | |
|---------------|---|---------|---|---------|------------------|---------|
| 概算額 | 16,900円 | 精算額 | 16,900円 | 追納・返納額 | 0円 | |
| 年月日 | 4年4月20日 (水) | 月 日 () | 月 日 () | 年月日 () | 計 | |
| 発着及び 関係通過地 | 静 名 桑 名 静 岡 - 古 - 名 - 古 - 岡 屋 屋 | | | | 0泊 1日 (営業 km) | |
| 鉄 道 賃 | 路程 | 209.6km | 209.6km | km | km | 419.2km |
| | 運賃 | 3,740円 | 3,740円 | 円 | 円 | 7,480円 |
| | 特急料金 | (通・繁・閑) | (通・繁・閑) | (通・繁・閑) | (通・繁・閑) | |
| | | 3,060円 | 3,060円 | 円 | 円 | 6,120円 |
| | 急行料金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | グリーン料金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 6,800円 | 6,800円 | 円 | 円 | 13,600円 | |
| 船 賃 | 路程 | km | km | km | km | km |
| | 運賃 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | グリーン料金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 航空賃 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 車 賃 | 公用車有・無 | | | | | km |
| | 定額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 日当 | 3,300円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 3,300円 |
| 宿泊費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (宿泊料加算) | | | | | | 円 |
| 計算者 |  | 点検者 |  | 合計 | 16,900円 | |

※宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

※航空賃は、現に支払った額となります。

000090

報告書（国内用）

令和4年4月21日

自民党静岡市議団
会長 石上顕太郎 様

議員名 畑田 響

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

| | |
|--------------|---|
| 1 日 時 | 令和4年4月20日 |
| 2 視 察 先 | (1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等 三重県 桑名市 |
| | (2) 対 応 者 桑名市 保健福祉部長 日佐様、福祉総務課長 新井様 大和リース(株)三重支店 ██████████ 桑名市 統括監 近藤 様、社協 常務理事 山下様ほか |
| 3 目 的 | 本年オープンしたばかりの住まいの養護老人ホーム等とかよいの保育所等をあわせた複合型の福祉ヴィレッジと自動運転およびAI活用したオンデマンドバス実証実験をする MaaS の取り組みについて調査を行う。 |
| 4 内 容 | (調査事項・調査結果を具体的に) 別紙 |
| 5 成果・市政への反映等 | 別紙 |

(注)

- 1 この別紙は、視察先ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

と き 令和4年4月20日(水)

ところ 三重県 桑名市(約14万人)

目 的 本年オープンしたばかりの住まいの養護老人ホーム等とかよいの保育所等をあわせた複合型の福祉ヴィレッジと自動運転およびAI活用したオンデマンドバス実証実験をするMaaSの取り組みについて調査を行う。

<概要>

桑名市では、市長が行財政改革を優先課題とし、支出のカットと歳入の確保を企業誘致、民間の力を活用しての公民連携を軸としている。たとえば、市役所の駐車場を民間会社に管理を委託している。

福祉ヴィレッジは、「らいむの丘」と名付け、市の所有地を活用して、養護老人ホーム(50名)、母子生活支援施設(10世帯)とともに、保育所(90名)、児童発達支援センター(40名)、生活介護の多世代共生施設を本年4月にオープン。あわせて、店舗と公園がある。雑木林で高低差のある丘の状態だったが、盛り土などをした。あまり人が多く来てもらう公園では望まないとし、このような施設を検討した。周辺住民は3万人。市長の基本計画で新しい福祉のかたちで、地域をつなげる場づくりをビジョンで出していて、支え手と受け手という枠を超えた互いに支え合う関係性の創出を挙げている。桑名市が構想を出し、桑名市社協が事業運営。大和リース(株)が設計施工。元副市長の山本様に完成式に臨席された。桑名市産の竹のリサイクルを活用してのテーブル、椅子を活用。老人ホームの食堂と保育所の遊戯室と向かい合わせの部屋としていて、お互いの顔を見ながら、刺激を受け合う。建物の屋上にPPAによる太陽光発電を76.5KWで行い、1500万円は社協の出資。全体が約2万㎡。社協が18億4000万円で市が5億9000万円。

次にMaaSの取り組みについて、市民満足度調査で交通について関心が高いことがわかった。一方で満足度が低いとされた。公共交通を市の重要施策の3つのミッションの1つに位置付けられている。交通空白地域の解消のためコミュニティバスを8路線で実施。便数の少なさや乗り換えが課題。そこで、バス、鉄道、タクシーなどを組み合わせて、AIデマンドを活用しての既存の交通サービスを補完する持続可能な「次世代交通システム」への転換を描いている。本年2月に2090万円かけて、駅から観光地の1つにもなっている地域(1.4キロ)への自動運転実証実験を元年度から行っている。タクシーを使い、専用ゴーグルでXR(VR・AR)で観光案内を楽しむ仕組みも導入。95回の実績。171名。アンケート結果から、実証実験の経て、自動運転技術への信頼度が増加したり、利用希望が増加。また、AI活用型オンデマンドバスをアプリか電話で予約し、AIシステムを使ってルート検索・配車を運行。本年1月31日から3月4日まで実施し、無料。995名でユーザー登録は496名。65歳以上は59%。

市政に反映すべき点

○公民連携を積極的に行うと、民間企業から提案がくるとのこと。福岡市でも、同様のプロジェクトを行っているが、本市でも民間企業からの公民連携の取り組みを一括して受け付ける窓口をもつべきではないか。

- 保育所へ預けた子供の親が、なかなか発達障害児のことを知らなかったり、あまり認識をしたがらないこともあり、そこを専門職員がつぶさにみることで早期の発見ができる。また、理学療法士や作業療法士、音楽療法も行っており、それらの療法で元気に保育所で通う効果もあるとのこと。これらのことを社協の職員の方が非常に現場サイドで熱心にご説明いただき、社協の人材の奥深さを感じた。
- 桑名市では、広大な丘陵に開発された住宅街がいくつか存在し、その住宅街の中に、雑木林があり、そこを活用したので、若い世代が住む住宅の中に複合型施設を置き、利便性があり、土地も用意できた。本市では、土地が無く、住宅地に置くとなると、莫大な資金が必要。しかし、ごちゃまぜ福祉という言葉もあるように、多世代で交流することは、高齢者にとっても、子どもにとっても、働く世代にとっても、お互いを支え合うことや心身の発達に効果があると思料され、それを物理的に1つの施設で行うことは、大きな効果をもたらす。
- 本市でも、いくつかの部署にまたがる話で、それを本市市長も連携を是としているなかで、桑名市もいのように新しい福祉の有りようであり、まずはやってみるための意欲が伴うことが必要。
- 福祉ヴィレッジを設計施工した大和リース(株)の担当者も、設置する家具や店舗などの提案をし、中身のソフトについて、社協が様々な提案をした。民間、社協にそれを後押しする市が三位一体として、これだけの施設が生まれたはずだ。まだオープンしたばかりだが、数年後の運営の深化が期待される。

記 録



桑名市役所
MaaS の取り組みについて



福祉ヴィレッジ視察



福祉ヴィレッジ公園側視察



本物力こそ桑名力

日佐龍雄
Hisa Tatsuo

桑名市役所
保健福祉部長

511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
2-37, Chuoucho, Kuwana, Mie 511-8601, Japan
Tel 0594-24-1453 Fax 0594-24-1351
E-mail: fsomum@city.kuwana.lg.jp
http://www.city.kuwana.lg.jp/



本物力こそ桑名力

新井崇史
Arai Takashi

桑名市役所
保健福祉部 福祉総務課長

511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
2-37, Chuoucho, Kuwana, Mie 511-8601, Japan
Tel 0594-24-1453 Fax 0594-24-1351
E-mail: fsomum@city.kuwana.lg.jp
http://www.city.kuwana.lg.jp/



本物力こそ桑名力

福祉企画係長
郡 厚
Kohri Atsushi

桑名市役所
保健福祉部 福祉総務課

511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地
2-37, Chuoucho, Kuwana, Mie 511-8601, Japan
Tel 0594-24-1228 Fax 0594-24-1351
E-mail: [REDACTED]
http://www.city.kuwana.lg.jp

大和リース株式会社

三重支店



四日市市織の森1丁目4番28号
ユマニテクプラザ4階 〒510-0074
Tel 059-351-4088 Fax 059-351-4087
携帯電話 [REDACTED]
e-mail: [REDACTED]



Daiwa Lease
大和ハウスグループ



ECOloGREEN
大和リースの環境緑化事業
森林育成紙™使用



本物力こそ桑名力

統括監 兼 市長公室長
近藤 正
Kondo Masashi



桑名市

政策調整監
兼桑名市教育委員会教育次長

西田喜久
Nishida Yoshihisa

電話ファボマーク



本物力こそ桑名力

〒511-8601 三重県桑名市中央町2-37 (桑名市役所3階)
■個人メール: [REDACTED]
■所管メール: seisakum@city.kuwana.lg.jp
■電話番号等: 0594-24-7439 (FAX:0594-24-1412)

桑名市役所

511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
2-37, Chuoucho, Kuwana, Mie 511-8601, Japan
Tel 0594-24-1120 Fax 0594-24-1119
E-mail: [REDACTED]
http://www.city.kuwana.lg.jp/



常務理事

やました さちお
山下 祐生

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
〒511-0062 三重県桑名市常盤町51番地
Tel 0594-22-8311 Fax 0594-23-5079
www.kuwana-shakyo.com



WEB

000094

支 出 伝 票

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|--------------|---|-------|--------|-------|-------|-------|--|-----|-----------|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ | | | | | | | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | | | | | | | | | |
| | 2 研 修 費 | | 7 資料購入費 | | | | | | | | | |
| | 3 広報広聴費 | | ⑧ 人件費 | | | | | | | | | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | | | | | | | | | |
| | 5 会 議 費 | | | | | | | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | | | | | | | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | | | | | | | | | |
| 金 額 | 13,650 | | - | 円 | | | | | | | | |
| 内 容 | 社会保険労務士報酬 4月分 として | | | | | | | | | | | |
| 支 払 先 | 経営労務コンサルタント杉本事務所 | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">労務士報酬</td> <td style="text-align: right;">12,257</td> </tr> <tr> <td>源泉所得税</td> <td style="text-align: right;">1,393</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>領収額</td> <td style="text-align: right;">¥13,650 -</td> </tr> </table> | | | | 労務士報酬 | 12,257 | 源泉所得税 | 1,393 | <hr/> | | 領収額 | ¥13,650 - |
| 労務士報酬 | 12,257 | | | | | | | | | | | |
| 源泉所得税 | 1,393 | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | |
| 領収額 | ¥13,650 - | | | | | | | | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000095

請求書

令和 4 年 4 月 2 / 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

静岡市駿河区緑が丘町14-12

経営労務コンサルタント

代表 杉本 忠重

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

令和 4 年 4 月分

¥12,257.-

| | | |
|---------|---|--------|
| 領収額(外税) | ¥ | 12,409 |
| 消費税 | ¥ | 1,241 |
| 源泉徴収税 | ¥ | 1,393 |
| 差引受取額 | ¥ | 12,257 |

但し顧問報酬、労務管理報酬、手続報酬、賞与・給与計算報酬として
社会保険労務士会報酬規定に基づきご精算申し上げます

領収書

令和 4 年 4 月 2 / 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 4 年 4 月分

¥12,257.-

| | | |
|---------|---|--------|
| 領収額(外税) | ¥ | 12,409 |
| 消費税 | ¥ | 1,241 |
| 源泉徴収税 | ¥ | 1,393 |
| 差引受取額 | ¥ | 12,257 |

上記の金額正に領収致しました

印紙税法の
規定により
非課税

静岡市駿河区緑が丘町14-12

経営労務コンサルタント杉本

代表 杉本 忠重

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

000096

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|-----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4 年 | 4 月 | 21日 | |
| 支払年月日 | 4 年 | 4 月 | 21日 | |
| 金 額 | 556,041 | | - | 円 |
| 内 容 | 職員給与 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | [REDACTED] | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 石上顕太郎 様

令和4年4月21日

¥ 285,396 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 石上顕太郎 様

令和4年4月21日

¥ 270,645 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

000098

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|---|----|--|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 | | 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費 | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | |
| 金 額 | -1,668 | | - | 円 |
| 内 容 | 職員雇用保険料個人負担分戻入 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 自由民主党静岡市議会議員団 | | | |
| 備 考 | 04-04-21 AA 預金機 *1,668 雇用職員 ¥-856 雇用職員 ¥-812 <hr/> ¥-1,668 .- | | | |
| | 出納簿 確認欄 | | ✓ | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 出 伝 票

| | | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
|-------|--|--|-----|------------|---|
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 | 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | | |
| 金 額 | 6,630 | - | 円 | | |
| 内 容 | パソコンセキュリティソフト 代 として | | | | |
| 支 払 先 | ヤマダ電機 | | | | |
| 備 考 | ※備品NO.549 ノートパソコンにインストールしました。 | | | | |
| | | | | 出納簿 確認欄 | ✓ |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。



発行日:2022年04月21日

管理No. 0987-404-0010183

領収書
自由民主党 静岡市議会議員団

様

伝票No. 0987-404-205964

¥6,630 (内消費税 ¥602)

但し セオリアヴィラ

代として。

支払内訳
現金

¥6,630

10%対象

¥6,630(内消費税

¥602)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高橋
税務署承認済



B0987404205964B

2059802017 ノートンデラックス1Y3UN HYB
セオリア 1:持帰 外10 ¥6,028

テックランド清水店

発行日:2022年04月21日

管理No. 0987-404-0010183

領収書
自由民主党 静岡市議会議員団

様

伝票No. 0987-404-205964

¥6,630 (内消費税 ¥602)

但し セオリアヴィラ

代として。

支払内訳
現金

¥6,630

10%対象

¥6,630(内消費税

¥602)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高橋
税務署承認済



B0987404205964B

2059802017 ノートンデラックス1Y3UN HYB
セオリア 1:持帰 外10 ¥6,028

テックランド清水店

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | 7 資料購入費 | |
| | ③ 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 21日 | |
| 金 額 | 308,182 | | .- | 円 |
| 内 容 | 市政報告 発送費 として | | | |
| 支 払 先 | 日本郵便 | | | |
| 備 考 | ★ 発送先 XXXXXXXXXX 様他4,399通 { @70×4,387=307,090円 { @84×13=1,092円 | | | |
| | 出納簿 | ✓ | | |
| | 確認欄 | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。



領収書

静岡県議団宮城展代様

[別納引受]
第一種定形
@84 13通 ¥1,092

小計 ¥1,092

区内特別特(定)BC
@70 4,387通 ¥307,090

小計 ¥307,090

郵便物引受合計通数 4,400通
課税計(10%) ¥308,182
(内消費税等 ¥28,016)
非課税計 ¥0

合計 ¥308,182
お預り金額 ¥308,182

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月21日 9:28
発行No. 220421A1509 端N59箱10
連絡先: 静岡南郵便局
TEL:0570-024-908

領収書

静岡県議団宮城展代様

[別納引受]
第一種定形
@84 13通 ¥1,092

小計 ¥1,092

区内特別特(定)BC
@70 4,387通 ¥307,090

小計 ¥307,090

郵便物引受合計通数 4,400通
課税計(10%) ¥308,182
(内消費税等 ¥28,016)
非課税計 ¥0

合計 ¥308,182
お預り金額 ¥308,182

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月21日 9:28
発行No. 220421A1509 端N59箱10
連絡先: 静岡南郵便局
TEL:0570-024-908

000103

2022
令和4年
春号

市政報告

自民党静岡市議団 TEL・FAX
〒420-0853 静岡市葵区追手町5-1 自民党市議団控室内



つなぐレター vol.6

000104

日本中、世界中から 選ばれる都市を目指す

デジタル技術と融合する 静岡市を作ることが鍵

静岡市における2回のワクチン接種も進み、少しずつ落ち着きを見せつつあると思っていた矢先、オミクロン株の出現により、第6波が到来しています。現在、本市もこうした状況に、3回目のワクチン接種を前倒して進めているところです。未だ終息は見通せない状態ですが、先行きの不透明感が漂っていた昨年とは異なり、今年は歩むべき道が見えてきた、という感触を持っています。それはポストコロナ?withコロナに備えて新しい社会を築いていくことの必要性です。これまで進めていた、持続可能な魅力ある街にして、住んでみたい、行ってみたいと、日本中から世界中から選ばれる都市にすることが求められますが、そのための取り組みも変えていかなければなりません。

今回のコロナ禍で静岡市の様々な問題が浮き彫りになりました。人口減少、少子高齢化に比べ、今まで私たちが先送りしてきた貧困や格差の問題も明らかになりました。特に影響を受けたのは女性でした。多くの非正規雇用で働く女性が職を失い、経済や生活上の問題、DV被害、育児の悩み、介護疲れ等々のしわ寄せにより、自殺者も増えました。特に主婦や女子高生の増加が目立ち、衛生用品を配る、という政策にもつながりました。また、地域でも自治会活動やS型サロンが止まり、人と人が接するこ

とができず、高齢者が孤立し、孤独死や認知症の進行が進んだ、という報告も出てきています。

では、それらの問題も含めて、ポストコロナの社会で選ばれる静岡市にしていくためには、どうしたらよいのでしょうか。私は、おおきく社会が変わる中、今こそあらゆる分野でデジタル技術と融合した静岡市を作ることだと思います。日本や世界の人々を取り巻くデジタル環境は大きく変わり、生活も変化しています。日々の生活、働き方、街歩きなど、人の暮らしや社会にデジタルテクノロジーが溶け込み、行動データの蓄積が進み、AIが人間の行動を先回りして対応するといったことも始まっています。たとえば介護現場、ベッドのマットレスが2時間動きがないとセンサーで知らせ、見回りと体位を変えることにつなげます。一人暮らし高齢者の孤独を埋める技術も進んでいます。また、事業所においても、パソコン上で入力した情報はその関係者は自分の端末で取り出しどこにいても仕事ができます。このように市民の暮らしの中にデジタル技術が寄り添うことで、高齢者や子育て世帯には安全な暮らしを、その利便性を更に高めて企業誘致を進めていけば、新住民を呼び込むことも可能になるでしょう。

令和4年度は静岡市を選ばれる都市にする政策のスタートアップの年にはいかがでしょうか。

静岡市議会議員 宮城 のぶよ

いのち Lifeを守ろう 暮らし Lifeを取り戻そう

「静岡市 新型コロナウイルス情報サイト」では最新の情報、支援、対策をわかりやすく説明しています。



新型コロナ
静岡市 なんでも相談ダイヤル
0570-08-0567
毎日9:00~20:00

LINEでも最新の情報をお知らせしています!



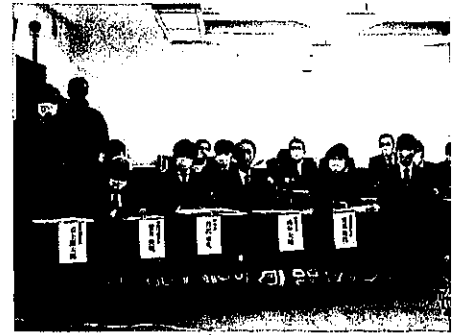
静岡市LINE
公式アカウント

LINEアプリの[ホーム]>[友だち追加(人のマーク)]>[QRコード]をタップして、QRコードをスキャンしてください。



ごみ屋敷条例制定に取り組んでいます!!

社会問題化するゴミ屋敷や空き家の処分等について、市内でも自治会等から対処を求める声が多く届いております。その声に応えるべく、我々自民党市議団主導で条例を制定するため、去る11月に勉強会を開催し、自民党の条例素案を示しました。また、11月議会の代表質問でも取り上げ、1年以内の制定を目指すとして当局から答弁がありました。令和4年度中の条例制定へ向けて、我々も最大限努力して参ります。



歴史博物館と大河ドラマ館で地域に賑わいを創出

プレオープン

来年5年1月の歴史博物館グランドオープンに先立ち、今年7月からはプレオープン事業として、1階のエントランスや道の遺構など見学が可能になります。駿府城公園では、天守台跡野外展示の整備や、世界的な照明デザイナー石井幹子氏のデザインによる東御門・翼櫓のライトアップなどの整備が進みます。



大河ドラマ館

NHK大河ドラマ「どうする家康」放送（令和5年1月～）の間中には、静岡浅間神社内に大河ドラマ館を設置し、家康公に注目の集まる一年にするべく、本市のプロモーションを強力に進めます。大河ドラマ館は、本市独自の観光情報や歴史博物館の紹介なども行い、大河ドラマ館と歴史博物館を一体的にPRし大勢の観光客を呼び込みたいと考えています。

周辺観光

本市には世界遺産、夜景遺産、日本遺産などの観光資源がたくさんあります。こうした観光地も含めて周遊してもらえるように、団体旅行やバスツアーの誘致、個人旅行者向けの旅行予約サイト等への情報発信などに取り組み、観光誘客による消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげていきます。

000105

新型コロナウイルスワクチン接種推進事業の進捗と予定

令和4年度は新型コロナウイルス対策に約29億円の予算を確保し、接種費用や接種会場運営、高齢者の移動支援「らくタク事業」、中山間地域での巡回接種、職域接種など、円滑な接種に向けた工夫を行い、引き続き感染拡大防止に向け取り組んでいきます。

3回目のワクチン接種

小児接種がスタート

2回目接種日から6か月経過した方へ接種券を順次発送

接種券が届き次第予約手続きが可能

予約サイト・コールセンター・予約支店窓口にて予約

医療機関や集団接種会場にて接種

◆予約システムを強化

→コールセンターの人員強化や予約専用番号の新設等、予約の円滑化へ改善を行いました。

◆らくタク事業の実施

→3回目接種も高齢者を対象に移動を支援する「らくタク」事業は継続的に実施。

◆多数の接種会場

→約300の医療機関の他、クーポール会館やアピタ静岡、清水マリビルなどの集団接種会場で接種可能！
※期間限定でツインメッセ静岡などの大規模会場も開設

5歳から11歳の児童を対象とした「小児接種」が3月中旬からスタートしました。

- ◆接種の際に保護者の同意と接種会場への同伴が必要となりますのでご理解とご協力を宜しくお願いします。
- ◆接種の判断にあたり、皆様の不安の解消に繋がるよう、行政と連携しながら最新の情報発信に努めてまいります。
- ◆接種券がお手元に届いた方から予約サイト等で予約を受け付けています。ワクチン供給状況により予約枠が変更となりますので、定期的に予約サイトをご確認下さい。
- ◆小児接種は約40の医療機関で実施しております。

新型コロナウイルスに関する
相談受付窓口

TEL **0570-08-0567**

○毎日 ○9:00~20:00

○上記以外 静岡市発熱等受診相談センター
の時間 TEL **054-249-2221**

静岡市新型コロナ

なんでも相談ダイヤル

ワクチンに関する相談や
接種の受け方など

TEL **0120-113-394**

○毎日 ○通話無料 ○8:30~20:30

Multilingual Covid-19 Information

TEL **0120-113-394**

●365days ●FREE CALL ●8:30~20:30

新型コロナウイルス
接種予約サイト



この他、市長の政治姿勢、財政運営、人口減少対策として移住者増加の取組・成果、経済・農林として中央卸売市場の今後の取組・戸別開業、等の質疑も行いました。

1 コロナワクチンの3回目接種、1・2回目接種、小児接種の状況

【質問】宮城のぶよ
昨年のワクチン予約では、電話予約もウェブ予約も一時パンク状態になり、みなさんに大変な迷惑や不安をおかけしました。その経験を踏まえて3回目のワクチン接種の現在の状況、今後の予定、1回目2回目のワクチン未接種の方への対応、また、5歳から11歳までのワクチン接種の進め方も伺います。

【答弁】保健所統括監
3回目接種については、接種券発送を前倒しし、届き次第、予約・接種できるよう対応します。接種対象者の集中に対応するため、大規模な集団接種会場を開設するほか、5月には「グランヒルズ静岡」にて開設するなど、接種機会を確保してまいります。1・2回目接種については、集団接種会場を定期的に開設し、接種機会を確保してまいります。5歳から11歳の児童を対象とする接種については、本年3月12日から接種開始に向け準備を進めており、国からのワクチン供給量に基づき、計画的に接種を進めてまいります。

2 かけこまち七間町の活動状況

【質問】宮城のぶよ
「かけこまち七間町」について。
認知症ケア推進センターとしてオープンして1年が経ったのですが、その存在を知っている市民の皆さんが少ないように思います。そこで伺います。かけこまち七間町の役割と、相談支援についてどのような取り組みを行っているのか、また、来場者を増やす取り組みもお聞かせします。

【答弁】保健福祉長寿局長
「かけこまち七間町」は、認知症の人やその家族への支援を行う役割、全世代に認知症の理解促進を図る役割を担っています。相談支援の取組ですが、認知症に関し悩みを抱える方々の支援を行うため、医療・介護の専門職、認知症支援員が常駐し、相談に対応してまいります。令和4年度から出張相談も実施します。来場者を増やす取組として、令和4年度より、日曜日の開館、イベント等の体験所として開放、「健康まち歩きツアー」、フリーペーパーなどを様々な手法・媒体を使い、来場者増加を図ってまいります。

3 静岡駅南口駅前広場再整備

【質問】宮城のぶよ
静岡駅南口について。駿河区民にも、利便性が高く快適な空間を備えた駅前広場が求められています。限られた土地を有効活用するために、区画整理や立体制度を活用し、官民が連携した駅前広場の再整備計画を作成していることは承知しています。そこで、南口駅前広場の目指す姿と現在の検討状況について教えてください。

【答弁】都市局長
静岡駅南口は、次世代の交通形態にも柔軟に対応できるよう広場面積を拡張し、交通結節機能の強化を図ります。活気とにぎわいのある魅力的で風格ある駅前広場を目指します。現在の検討状況について、令和3年度は、引き続き区画整理の換地位置や土地利用計画など地権者協議を進め、利用者の目的、時間帯別交通量の調査など、適正な内地計画を検討しております。4年度には、幅広い意見を聞き、整備イメージを市民のみなさんに提案し、5年度には、「静岡駅南口再整備基本計画」の策定を目指します。

4 アリーナに関する現在の検討状況と今後

【質問】宮城のぶよ
東静岡駅北口市有地の活用について伺います。現在は北口に「東静岡アート&スポーツ広場」、南口に公園が整備されていますが、静岡市が検討してきたアリーナの候補地にもなっている場所です。昨年11月定例会では、今年度中には誘致場所を決定させるとのことでしたが、アリーナに関する現在の状況と今後の進め方について伺います。

【答弁】大長副市長
利便性の高い交通アクセスや敷地の広さなど、アリーナ誘致の有利な立地条件が揃う「JR東静岡駅北口市有地」を有力な候補地として、事業の成否や周辺環境への影響などについて調査を進め、地元のみならず、勉強会などを重ねてまいりました。採算性を予測するプロジェクトシミュレーションを実施し、維持管理・運営時の採算性が取れることが確認できました。周辺環境への影響についても、解決の見通しがたったため、この度「JR東静岡駅北口市有地」をアリーナの誘致予定場所として選定いたしました。

5 行政のデジタル化の推進とスマートシティについて

【質問】宮城のぶよ
2030年までを期間とした、静岡市デジタル化推進プランが策定されました。その作成時に多くのパブリックコメントが寄せられたとのことですが、市民のみならず、意見はどのように反映されたのでしょうか。また、新年度予算において「スマートシティ」の取り組みに着手するとのこと聞いています。そこで、この事業はどのようなものか伺います。

【答弁】デジタル統括監
寄せられた意見のうち、多かった「主としてデジタル機器が苦手な高齢者層への対応」を反映いたしました。スマートシティについては、進歩するデジタル技術や様々なデータの活用により、産官学民の連携して、地域の課題が解決や、新たな価値創出を促していく都市を目指す取組として進められています。実現に向けたいじじょうを令和4年度内に策定します。地域の企業や大学等に対し、今後の参画に対する考えや進め方などについてヒヤリングを開始し、有識者の意見交換を進めてまいります。

6 保育施設等での医療的ケア児の受入れ

【質問】宮城のぶよ
誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念であるインクルーシブ保育の推進に向け医療的ケア児についての質問です。これまでの取り組みと新しい取り組みについて伺います。

【答弁】子ども未来局長
市立こども園の取組については、令和3年度から医療的ケア児の受入れを開始し、看護師を派遣してもらい、4つの園で4人の医療的ケア児を受入れております。私立こども園・保育所については、受入れを進めていただけたことや、看護士を配置する経費の助成を開始しました。令和4年度からは、3年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の主旨を踏まえ、私立園で看護師を配置するための助成を私立幼稚園まで拡大するとともに、公設児童クラブでの受入れを開始してまいります。

7 大浜公園再整備事業

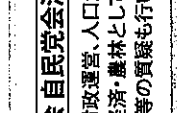
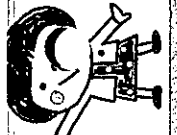
【質問】宮城のぶよ
駿河区のシンボルとなる事業、大浜公園再整備事業について質問です。PF事業を進めている大浜公園再整備について現在の進捗状況と今後の進め方はどのようなか伺います。また、来年度は現在の犬浜プールの最後の年となります。それに対しての思い出に残るフィナーレの予定も教えてください。

【答弁】都市局長
3月1日に事業者の公募を開始しました。令和4年7月末日落札者を決定し、基本協定を締結します。本事業内容について、市民の皆さんへお知らせしていくとともに、契約に関する協議を重ね、11月議会に諮り、12月に本契約を締結する予定です。令和7年7月の供用を目指します。昭和50年開設以来、親しまれてきた大浜公園プールは、長年の感謝と再整備への気運をより高めるため、集客イベント、打ち上げ花火、記念セレモニーなどを実施し、令和4年度の開催期間を盛り上げたいと考えています。

8 駿府城公園周辺への誘客

【質問】宮城のぶよ
いよいよ歴史博物館も来年オープンし、大河ドラマ「どうする家康」のドラマ館も整備されます。さてエリア周辺の魅力的な核が整ってききました。こでのエリアの魅力はどう発信してどう誘客に繋げていくか、その取り組みをお聞かせします。

【答弁】観光交流文化局長
このエリアの核となる歴史博物館は、学校とも連携し、子供たちの学びの場として、市民の皆さんが地域を学び地元へ愛着をばくむ交流の場としても賑わいを生み出していきたいです。今川や徳川に関する歴史を働きかけ、国内外から来るとともに旅行会社による商品化を働きかけ、国内外からの誘客につなげていきます。大河ドラマ「どうする家康」の放送期間中は、静岡浅間神社内に大河ドラマ館を設置し、遊用のシャトルバス運行、情報提供を行い、誘客と賑わいづくりにつなげてまいります。



支 出 伝 票

| | | | | | | |
|------------|--|----|-----------|---|------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ | | |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 22日 | | | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 22日 | | | |
| 金 額 | 1,232 | - | 円 | | | |
| 内 容 | 消耗品代(製本テープ)として | | | | | |
| 支 払 先 | 栗田商会 | | | | | |
| 備 考 | ※明細は別紙参照 <table border="1" data-bbox="1161 1787 1433 1910"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table> | | | | 出納簿 確認欄 | ✓ |
| 出納簿 確認欄 | ✓ | | | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000107

領 収 証 静 No 400638

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 4 年 4 月 22 日

| | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 右金額正に領収致しました | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 2 |
| 内消費税額 | | | | | | | | | |

ただし 先着70

- 現金
- 小切手 /
- 相殺
- 手形 /
- 振込 B/K 店

収入印紙

静岡市葵区駒形通6-7-1
 株式会社 栗田商会 静岡支店
 支店長 浅田
 〒425-0001 静岡市葵区上前津二丁目
 電話 054-252-1200

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写等でないものは無効とします

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|-------------------|-----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | ⑦ 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4 年 | 4 月 | 22 日 | |
| 支払年月日 | 4 年 | 4 月 | 22 日 | |
| 金 額 | 7,000 | | - | 円 |
| 内 容 | 静岡新聞・読売新聞 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 高山新聞店 | | | |
| 備 考 | ☆明細は別紙参照 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000110

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団 様

静岡市葵区追手町 5-1 本館2階

2022年 4月分

(512) 58.00集金

お問合せNo. [REDACTED]

(8% 7,000円)

(10% 0円)

| 品 名 (*は軽減税率) | 数 | 金額 | 備 考 |
|--------------|---|-------|-----|
| *静岡新聞セット | 1 | 3,300 | |
| *読売新聞朝刊 | 1 | 3,700 | |

| |
|--------|
| 合計金額 |
| 7,000円 |

新聞ご購入、誠に有難うございます。上記の金額正に領収致しました。

5月の休刊日は、9日(月)です。

古紙回収は自宅前回収「ト・リ・ク・ル」をご活用ください。

株式会社 高山新聞店
 読売センター静岡支店
 〒420-0042 静岡市葵区駒形通3-3-3
 TEL:054-252-7044/1
 FAX:054-252-7044/8

令和4年4月22日



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F

5-1

領 収 証

(21-11) 【お客様照会番号】

22年 4月分

自由民主党静岡市議会議員団様

ご購入ありがとうございます。

| 購 読 紙 | 数 | 金 額 |
|---------|---|---------|
| 毎日新聞 朝刊 | 1 | 3,700 |
| 日本経済 朝刊 | 1 | 4,400 |
| 産経新聞 朝刊 | 1 | 3,400 |
| 合 計 | | ¥11,500 |

取次店 八千代町

22年 4月 25日

文字訂正印、領収印 (発行済)



軽減税率 (消費税8%) 対象 *商品は対象外 (10%)
ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました

本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054) 255-2231(代)
☎ 0120-40-2083

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|------------|-----|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4 年 | 4月 | 25日 | |
| 支払年月日 | 4 年 | 4月 | 25日 | |
| 金 額 | 3,700 | | | - 円 |
| 内 容 | 朝日新聞 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 静岡中央新聞販売 | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000114

領 収 証

支店 区域 順路 No.

自由民主党静岡市議会議員団 様

| 銘 | 柄 | 部数 | 金額(円) | 備考 | 領収金額(含消費税) |
|---------------|------------|----------------|------------|----|--------------------------|
| ※朝日新聞朝刊 | | 1 | 3,700 | | 3,700 円 |
| | | | | | 2022 年 04 月分 |
| 10%対象 8%対象 | 0 3,700 | (内消費税 (内消費税 | 0) 274) | | 領収致しました。 4 年 4 月 25 日 |

静岡中央新聞販売(株)

静岡市葵区竜南3丁目17-3

フリーダイヤル 0120-57-7700

TEL

054-295-7700

係

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

000115

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 25日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 25日 | |
| 金 額 | 4,721 | | - | 円 |
| 内 容 | 日刊工業新聞 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 海野新聞店 | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000116

領収証
自民党市議団 様

2022年 4月分
(32) 313.00集金

お問合せNo. [REDACTED]
(8% 4,721円)
(10% 0円)

| 銘柄 (*は軽減税率対象) | 冊数 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|-------|----|
| *日刊工業新聞 | 1 | 4,721 | |

合計金額
4,721円

毎度ご購入誠にあり
がとうございます。
金額には消費税が
含まれています。

4月25日

古紙を回収ご希望の方は、配達員又は
右記販売店まで連絡ください。

有限会社海野新聞店

静岡市葵区上土一丁目1-285
Tel 261-1377 Fax 261-6702



支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 24日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 25日 | |
| 金 額 | 2,090 | | - | 円 |
| 内 容 | 書籍代 として | | | |
| 支 払 先 | amazon | | | |
| 備 考 | 「世界はシステムで動く」 ¥2,090 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 0 | 9 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 書 籍 代

支払年月日 令和 4 年 4 月 25 日
支払先住所 東京都品川区上大崎3丁目1-1
支払先名称 amazon.co.jp

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4 年 4 月 25 日
会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 石上 顕太郎



注文番号 [redacted] の領収書 (再発行)

このページを印刷してご利用ください。

再発行日: 2022年6月13日

注文日: 2022年4月24日

Amazon.co.jp 注文番号: [redacted]

ご請求額: ¥ 2,090

自由民主党静岡市議会議員 様

2022年4月24日に発送済み

| | |
|--|---------|
| 注文商品 | 価格 |
| 1点 世界はシステムで動く——いま起きていることの本質をつかむ考え方, ドネラ・H・メドウズ 販売: アマゾンジャパン合同会社 | ¥ 2,090 |
| コンディション: 新品 | |

お届け先住所:
 島 直也
 421-0122
 静岡県 静岡市駿河区用宗4-3-23
 AQUAFORT406

配送方法:
 お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa [redacted]
一括払い

商品の小計: ¥ 2,090
 配送料・手数料: ¥ 0

 注文合計: ¥ 2,090

 ご請求額: ¥ 2,090

請求先住所:

島 直也
 421-0122
 静岡県 静岡市駿河区用宗4-3-23
 AQUAFORT406

クレジットカードへの請求

Visa [redacted] : 2022年4月24日: ¥ 2,090

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

000120

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|---|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 26日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 26日 | |
| 金 額 | 25,850 | | - | 円 |
| 内 容 | 事務所賃料 5月分 として | | | |
| 支 払 先 | アイワ不動産 | | | |
| 備 考 | ★高木 強 議員 事務所賃料5月分 事務所賃料：57,200-5,500(駐車場) =51,700/2 所在地： 清水区庵原町156-1 グリーンハイツ清水B101号 ※契約書の写し等の書類添付 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000121

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 2 | 5 | 8 | 5 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 26日
 支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6
 支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 26日
 会派名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 石上 顕太郎

000122

建物賃貸借契約書

グリーンハイツ清水B 101号室

高木 強 様

株式会社 アイワ不動産

建物賃貸借 重要事項説明書

000124

高木 強 様

令和3年5月7日

下記記載の建物の賃貸借について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

| 取引の形態 | 媒介 (仲介) | 媒介 (仲介) |
|------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 免許証番号 | 静岡県知事(5)第11[] | 静岡県知事(8)第7274号 |
| 商号又は名称 | 株式会社アイワ不[] | 駿河開発株式会社 |
| 主たる事務所 | 静岡市葵区常磐町1丁目[] | 静岡市清水区辻1丁目12番2[] |
| 代表者氏名 | 関根 和孝 | 大多和 義勝 |
| 電話番号 | 054 (253) 3911 | TEL (054) 364-0018 |
| 宅地建物取引士 | [] | [] |
| 登録番号 | [] | [] |
| 業務に従事する事務所 | 静岡市清水区千歳町2番25号 清水支店 054(355)2400 | 静岡市清水区辻1丁目12番23号 駿河開発株式会社 |

1. 貸主の氏名・住所

[]

2. 物件の表示

| | | | |
|------|--------------------------|----|----------|
| 所在地 | 〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1 | 種類 | アパート |
| 名称 | グリーンハイツ清水B | 構造 | 軽量鉄骨造2階建 |
| 部屋番号 | 101号室 | 面積 | 54.08㎡ |
| 建築年月 | 1982年3月 | | |

3. 登記簿に記載された事項

| 甲 区 欄 | 乙 区 欄 |
|--|----------------|
| 登記簿名義 | 所有権に係る権利に関する事項 |
| 氏名 | 所有権以外の権利に関する事項 |
| 住所 | |
| 抵当権(根)が設定されている場合、当該抵当権(根)に基づく不動産競売がなされたときには、買受人は敷金を引継ぎません。また競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で、6ヶ月以内に本物件から退去しなければならない可能性があります。また敷金は元の貸主に返還請求することになります。 | |

4. 管理の委託先

| | | |
|--------|------------------|-------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社アイワ不動産 賃貸管理課 | TEL: 054-253-1717 |
| 所在地 | 静岡県静岡市葵区吉野町3番5号 | |

5. 建物賃貸借の内容

| | |
|------------|-------------------------|
| 契約の種類 | 普通建物賃貸借契約 |
| 契約期間 | 2021年5月12日 ~ 2023年5月11日 |
| 契約更新に関する事項 | 本契約書第2条参照 |

6. 用途の制限に関する事項

借主は本物件を 事務所 以外の用途に使用してはならない。

7. 法令に基づく制限の概要

| 法 令 名 | 非該当 |
|-------|-----|
| 制限の内容 | |

8. 宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法 外

9. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法 外

10. 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成のとき)

本物件は未完成物件に該当しません。

11. 石綿使用調査の内容

| | |
|----------------|---|
| 石綿使用調査結果の記録の有無 | 無 |
|----------------|---|

<参考>建築物において、健康への悪影響が問題となる石綿(アスベスト)は耐火被覆等の機能材として露出吹付けされた石綿です。これは空气中に飛散する可能性が高いといわれています。通常、一般的な戸建住宅に露出吹付けの石綿が使用されることはありませんが、マンション等では、階段室・駐車場などの共用部分に使用されている可能性があります。一方、板状に成形された石綿は、これを切断・破壊しない限り、空气中への飛散の可能性は低いと言われております。

12. 耐震診断の内容(昭和56年5月31日以前に新築された建物のとき)

| | |
|---------|---------------------|
| 耐震診断の有無 | 昭和57年3月新築の為、該当しません。 |
|---------|---------------------|

13. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

| | |
|-----------------|-----|
| 津波防災地域づくりに関する法律 | 未指定 |
|-----------------|-----|

14. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

| 水害ハザードマップの有無 (津波は避難マップの有無) | 洪水 | 雨水出水(内水) | 高潮(津波) |
|-------------------------------|--|----------|--------|
| | | 有 | 有 |
| 水害ハザードマップにおける建物の所在地 | 別紙の通り。なお、雨の降り方や土地利用の変化等により地図に示した浸水想定区域以外のところでも浸水することがありますのでご注意ください。また、水害ハザードマップは必要に応じて変更されます。水害ハザードマップの詳細は、対象不動産が所在する市区町村にお問い合わせ下さい。 | | |

15. 設備・施設等

| | | | | | |
|---------|-----------------------------------|------|-------------------|---------|---|
| 駐車場 | 有り / | 駐車料 | 1台目込み、2台目5,500円 | | |
| ガス | LPガス (給湯ガスあんしんネット静岡) 054-365-7845 | 電気 | 中部電力 0120-921-691 | | |
| 水道 | 静岡市役所上下水道サービス課 054-251-1132 | 排水 | 浄化槽 | | |
| 電話 | | トイレ | 有(専用/水洗) | | |
| 空調 | (1基) / 追加設置可 | 給湯設備 | ガス給湯器 | | |
| 台所 | コンロ | 無 | 照明器具 | 無 | |
| 浴室 | 有 | シャワー | 有 | 専用物置 | 有 |
| エレベータ | なし | 駐輪場 | 有 | ポストダイヤル | 無 |
| その他の設備 | | | | | |
| その他の設備② | | | | | |

16. 家賃等の支払方法

| | |
|-------------------------------------|---|
| 翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。 | |
| 振込先 | 株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャアイワフツコウサンチンコウザ) |

17. 月額使用料

| | | | | | |
|-----|--------------|-----|---|-----|----------------|
| 賃貸料 | 57,200円 (税込) | 共益費 | — | 駐車料 | 2台目5,500円 (税込) |
| 町費 | 別途請求 | | | | |

| | | |
|----------|------------|----------|
| 敷金 | 家賃の2ヶ月分 | 104,000円 |
| 礼金 | 家賃の1ヶ月分 | 52,000円 |
| 当月分賃貸料 | 日割日数20日分 | 36,902円 |
| 当月分駐車料 | 日割日数20日分 | 3,547円 |
| — | | — |
| — | | — |
| 翌月分賃貸料 | | 57,200円 |
| 翌月分駐車料 | | 5,500円 |
| — | | — |
| — | | — |
| — | | — |
| — | | — |
| 鍵交換費用 | 内消費税1,500円 | 16,500円 |
| 賃貸保証委託料 | | 50,160円 |
| 駐車場仲介手数料 | 内消費税500円 | 5,500円 |
| — | | — |
| 賃貸住宅総合保険 | 別途加入 | — |
| 仲介手数料 | 内消費税5,200円 | 57,200円 |
| 差引合計 | | 388,509円 |

18. 契約の解除に関する事項

本契約書第10条及び第19条参照

19. 敷金保証金等の清算方法

本契約書第5条参照

20. 反社会的勢力の排除に関する事項

本契約書第23条参照

21. 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無 有 別紙建物状況調査の結果参照 無

22. 供託所等に関する説明

| | |
|--------------------|--|
| 宅地建物取引業保証協会の名称・所在地 | 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 |
| 所属地方本部の名称・所在地 | 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号 |
| 弁済業務保証金の供託所・所在地 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 |

23. その他 特に説明を必要とする事項（利用の制限等）

- 借主は仲介手数料として 57,200円（税込）を負担してください。
- 借主もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
- 借主は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。但し、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
- 退去連絡は必ず書面（直接提出、郵送、FAX等）にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受け付けません。
- ペットの飼育は禁止です。
- 借主は駐車場仲介手数料として5,500円（税込）を負担してください。
- 契約期間中、借主はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料（50,160円）、保証委託契約更新時における更新料（6,270円/年）及び収納代行手数料（300円[税別]/月）を負担するものとし、尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と借主との間で締結する契約の定めによるものとし、また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、貸主又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、借主の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとし、
- エアコン及び照明器具は借主にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には貸主は修繕義務を負わず、廃棄する場合も借主の負担において行うものとし、
- 借主は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円（税込み）を負担するものとし、尚、貸主は退去時に鍵交換費用を借主に請求しないものとし、

以上の重要事項につき宅地建物取引士より取引士証を提示され説明を受けこの説明書を受領しました。

令和 3年 5月 7日

住所 静岡県静岡市清水区吉原1562

氏名

高 木 強



000127


建物賃貸借契約書

(表題部)

| | | | | | |
|---------------|---------|---------------------------------------|--------------|----------|----------------|
| 貸主 (甲) | | [REDACTED] | | | |
| 借主 (乙) | | 高木 強 | | | |
| (1) 物件の表示 | 所在地 | 〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1 | | | |
| | 名称 | グリーンハイツ清水B | | | |
| | 部屋番号 | 101号室 | 面積 | 54.08㎡ | |
| | 構造 | 軽量鉄骨造2階建 | | | |
| (2) 物件の用途 | | 事務所 | | | |
| (3) 賃貸借契約の期間 | | 2021年5月12日 | | ～ | 2023年5月11日 |
| (4) 賃貸料等 | 賃貸料 | 月額 | 57,200円 (税込) | 駐車料 | 月額 5,500円 (税込) |
| | _____ | 月額 | _____ | _____ | 月額 _____ |
| | _____ | 月額 | _____ | _____ | 月額 _____ |
| | 敷金 | 104,000円 | | 礼金 | 52,000円 |
| | 仲介手数料 | 57,200円 (税込) | | 鍵交換費用 | 16,500円 (税込) |
| | 賃貸保証委託料 | 50,160円 | | 駐車場仲介手数料 | 5,500円 (税込) |
| (5) 賃貸料の支払期日 | | 翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。 | | | |
| (6) 支払方法 | | 振替 | | | |
| 賃貸料の振込先 | | 株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャアイワフドウサンゾウギキ) | | | |
| (7) 駐車車両 | 区画 | | | 車種 | |
| | ナンバー | | | 駐車備考 | |
| (8) 入居者 | 氏名 | 続柄 | 通勤先・通学先 | | 生年月日 |
| | 高木 強 | 本人 | 静岡市議会 | | [REDACTED] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 緊急連絡先 | | 名前 | [REDACTED] | TEL | [REDACTED] |
| | | 住所 | [REDACTED] | | |
| (9) 連帯保証人の極度額 | | [REDACTED] | | | |

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）及び連帯保証人（以下「丙」という。）は、表題部の(1)物件の表示に記載された物件（以下「本物件」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として契約書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印のうえ、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

令和3年5月7日

| | | | | |
|------------------|--|--|--|------------|
| 貸主（甲） | 住所 氏名 | [Redacted] | | |
| 借主（乙） | 住所 氏名 | 424-0111 静岡県静岡市清水区吉原1562 高木 強  | | |
| 連帯保証人（丙） | 住所 氏名 | [Redacted] | | |
| | 勤務先 | [Redacted] | 乙との続柄 | [Redacted] |
| 立 会 業 者 | 静岡県知事（5）第11 静岡市葵区常磐町1 株式会社 アイワ不 代表取締役社長 関 | 6 | 静岡県知事（8）第7274号 静岡市清水区辻一丁目12番23 駿河開発株式会社 代表取締役 大多和義勝 | [Redacted] |

営業担当者 [Redacted]

第1条 (総則)

1. 甲は、表題部(1)に記載の本件住戸を本契約書記載の条件で乙に賃貸し、乙は賃借します。
2. 本件住戸の敷地、外灯、共用階段、ベランダ、屋上等について、乙は、甲の指示に従い他の住戸の居住者と協調し、共用するものとします。
3. 甲は、必要のあるときは、本件住戸に増改築、補修、工作物の設置等を行い、本件住戸のある敷地に工作物を設置し、造成等を加えることができるものとし、乙はこれに協力するものとします。
4. 乙は、本件住戸を、善良なる管理者の注意をもって使用し、本契約、管理規則等を遵守しなければなりません。
5. 乙は、表題部(2)に記載の物件の用途、定員に基づき表題部(8)に記載の入居者で使用するものとします。

第2条 (契約期間)

契約期間は、表題部(3)に記載の期間とします。但し、契約期間満了1ヶ月前までに甲乙異議がないときは、本契約は1年間更新され以降も同様とします。

第3条 (賃貸料)

1. 賃料は表題部(4)に記載の金額とします。
2. 本契約の最初の月が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割り(実日数)計算し、円未満の端数は切り捨てます。又、本契約の最後の月が1ヶ月未満の場合、解約日が15日以前のときは1ヶ月分の賃料等の2分の1、16日以降のときは1ヶ月分の賃料等とします。
3. 前項の賃料等について、乙は甲の定める表題部(5)に記載の期日までに表題部(6)記載の支払方法により納入しなければなりません。尚、賃料等の支払いに要する手数料は乙の負担とし、甲は領収書を発行しないものとします。
4. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すことが出来ない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲及び乙は、減額の程度・期間その他必要な事項について協議するものとします。

第4条 (賃料等の変更)

賃料等は租税、公課、又は経済事情の変動等により増減額する必要があるときは、契約期間中でも甲乙協議のうえ改定できるものとします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し本契約の締結時に本契約上の債務を担保するため、表題部(4)敷金に記載の金額を預託するものとします。甲は、乙の賃料等その他本契約に基づく未払い債務が生じたときは、任意に敷金をもって乙の債務の弁済に充てることができます。
2. 賃料等の増額又は本契約に基づく未払い債務により敷金の額が不足した場合、乙はその不足額を遅滞なく預託するものとします。
3. 甲は本契約終了の際に、乙が賃料の未払い、その他本契約に基づく未払い債務があるときは、表題部(4)に記載の敷金からこれを差し引いた金額を、本件住戸の明渡しと引換えに乙に返還します。但し、乙が明渡しを完了した場合であっても乙の債務が確定していないときは確定するまで、第20条第1項の場合は甲が乙と連絡が取れるまで、甲は乙の敷金を保管することができるものとします。
4. 前項において敷金が債務を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲は前各号の敷金の返済にあたっては利息をつけないものとします。
6. 乙は敷金の預託を理由として甲に賃料等の滞納及び本契約に基づく債務の弁済を拒否することはできません。
7. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡したり、担保の用に供することはできません。

第6条 (共益費)

1. 乙は共益費として次の各号に掲げる費用を毎月負担するものとします。
 - (1) 本件建物及びその敷地内で共用する電気、水道設備の使用に伴う諸費用。
 - (2) 本件建物及びその敷地内にある給水設備、排水設備、その他共用施設の維持又は運営のための諸費用。
 - (3) 本件建物の共用部分及びその敷地内にある外部施設等の清掃、消毒及び手入れの諸費用。
 - (4) 本件住戸の室外のゴミ処理費用。
 - (5) その他本件住戸がある賃貸住宅全体の居住者の共通の利益を図るために甲が認めたものに要する費用。
2. 前項の共益費は甲が定めるものとし、甲は物価の変動、付属施設、関連する施設及び本件住戸の敷地の改良等を理由として、甲乙協議の上、共益費の変更ができるものとします。

第7条 (諸料金等)

乙又は入居者は本件住戸内で使用した電気、ガス、水道の諸料金、町内会費その他乙の生活から生じる一切の諸料金を所定の支払い先に支払わなければなりません。

第8条 (遅延損害金)

乙は乙の責めに帰すべき理由によって賃料等及び敷金の支払いを遅延したときはその支払い延滞額について、遅延損害期間の日数に応じ日歩4銭(年14.6%)の割合で算出した遅延損害金を遅滞なく甲に支払うものとします。

第9条(立ち入り点検)

1. 甲又は甲の指定した者は本件住戸の保全、修理、清掃、防犯、防火その他建物管理上必要あるときには、予め乙の承諾を得て、本件住戸に立ち入り、点検し、作業をすることができ、乙はこの立ち入り点検等に協力しなければなりません。なお火災、防災等緊急の場合は乙の承諾を省略することができます。
2. 甲又は甲の指定した者は、本契約終了後に入居を予定している人がいる場合、その下見のためにあらかじめ乙の承諾を得て本件住戸に立ち入ることができます。

第10条(契約期間中の解約)

1. 本契約期間中に、甲又は乙の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に書面にて相手方に予告し、その期間が経過したときに本契約は終了したものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解除することができます。
3. 前各項の本契約の解約に際して、甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、乙は第7条の諸料金の領収書またはその支払済を証明する書面を提出しなければなりません。

第11条(乙の修理義務)

1. 乙が本物件を引き渡すときは、契約時の原状に復するものとし、その補修費の実費を支払うものとします。
2. 明渡しに際し清掃・ゴミが未処理のときはその処理に要する費用は、乙の負担とします。
3. 前項及び前々項の金額は乙の支払いに替え、甲は敷金から差し引くことができます。
4. 前項において、敷金が補修費及びその他の費用を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。

第12条(損害賠償義務)

乙又は入居者は、その責に帰すべき理由により、本件住戸もしくは他の居住する住戸または建物を汚損し、または滅失したとき、又は甲に無断で本件住戸の原状を変更したときは、これによって甲及び乙以外の居住者が被った損害の一切を弁償しなければなりません。

第13条(甲の承諾を要する事項)

乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、書面によって、あらかじめ甲の承諾を得なければなりません。

- (1) 本件住戸の全部または一部を表題部(2)に記載の用途以外に使用する場合。
- (2) 婚姻、扶養等による入居者の数の増加または乙が乙の親族、使用人をして使用させている場合のその入居者を変更する場合。
- (3) 第15条第2項、第3項で定める工事等を行う場合。

第14条(甲への通知義務)

乙又は丙若しくは乙、丙の関係者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとします。

- (1) 乙または表題部(8)に記載の入居者が本契約期間内に1ヶ月以上にわたり本件住戸を不在にする場合。
- (2) 表題部(8)に記載の入居者の氏名の変更及び人数の変更がある場合。
- (3) 乙若しくは丙の勤務先、通学先、職業等または丙の住所、氏名に変更がある場合。
- (4) 乙又は丙が死亡した場合。
- (5) 乙又は丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。乙または丙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
- (6) 本件住戸に修理、取替を必要とする箇所を発見した場合、又は汚損、破損もしくは滅失した場合。
- (7) 玄関の鍵を紛失した場合。

第15条(乙の禁止事項)

1. 乙は本件住戸の全部もしくは一部を転貸し、本件住戸の賃借権を譲渡してはなりません。又、本件住戸を第三に占有させてはなりません。
2. 乙は、本件住戸及び建物についての模様替え、増改築、設備その他の工事をしてはなりません。但し、乙の申しを甲が認めた場合はこの限りではありません。
3. 乙は本件住戸のある敷地内で工作物の築造や敷地の原状を変更してはなりません。但し、乙の申し出を甲が認めた場合はこの限りではありません。
4. 前項及び前々項の乙の申し出は書面によるものとします。
5. 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
6. 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
7. 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

第16条(駐車場の使用)

乙が表題部(7)に記載の車輛を保管する場合は、甲が指定する場所を利用することとします。尚、車輛を変更する場合は甲の承諾を得るものとします。

第17条(事故等)

1. 乙が本件住戸で故意または過失により漏水事故を発生させた場合、その被害者に対する補償及び補修費は乙又は入居者が負担するものとします。
2. 駐輪場・駐車場及び本件住戸にある敷地内に駐輪・駐車している乙又はその同居者若しくは関係者の自転車・自動車等に盗難、破損等の事故が生じて、甲は一切その責任を負いません。

第18条(免責)

地震、火災、風水害等の災害及び盗難や電気、ガス、上下水道の設備の故障による損害など、不可抗力と認められる場合、甲乙は相互にその責を負いません。

第19条(甲の契約解除権等)

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する行為があったときは、本契約を解除し、または本契約の更新を拒絶することができますものとします。
 - (1) 賃料等の支払いを滞納して、その額が1ヶ月分に達したとき。
 - (2) 乙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。
 - (3) 乙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
 - (4) 甲の承諾を得ないで第13条の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (5) 第14条に定める通知を怠ったとき。
 - (6) 乙又は表題部に記載の入居者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団等)に関係していると甲が認めたとき、又は建物内外において一見暴走族風と認められるような、付近住民に不安を抱かせるような行為をしたと甲が認めたとき。
 - (7) 本件住戸及び本件住戸のある建物、附属施設及び敷地を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、または滅失したとき。
 - (8) 第1条第4項に違反し、甲の再三の注意に誠実に対応しなかったとき。
 - (9) 本契約にあたり虚偽の事項を記載したとき。
 - (10) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
 - (11) その他本契約に違反したとき。
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第23条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
3. 甲は、乙が第15条第5項から第7項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。

第20条(契約の終了原因)

1. 甲は本契約期間内に、乙が本件住戸を甲に無断で1ヶ月以上にわたって留守にし、しかもその間甲に何ら通知をしなかった場合には、留守期間の1ヶ月をもって本契約は終了したものと見做すことができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、乙が不在であっても本件住戸内に立入り、乙が残した物件を乙の費用で任意に処分又は第三者2人以上立会いのもとに他所に移転保管して本件住戸を明けることができ、乙はこれに対して異議を申し立てないものとします。
3. 地震、火災、風水害その他原因の如何を問わず本件住戸の滅失または損壊により居住不能になった場合は、そのときをもって本契約は終了したものとします。

第21条(明け渡し等)

1. 乙は第10条、第19条の規定によって本契約を解除されたとき、または直ちに期間満了によって終了する場合(第10条の予告期間満了の場合を含む)は、本契約終了の日までに本件住戸を甲に明け渡します。
2. 前項または第20条第1項による明け渡しに際し、乙は本件住戸に附加した設備造作等を除去し、本契約当初の原状に回復しなければなりません。
3. 乙が前項の原状回復を実施しないときは、甲が依頼した者が査定した原状回復に要する工事費を乙は負担しなければなりません。
4. 乙は第1項、第2項の明け渡しに際し甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、第7条の諸料金の領収書とその支払済を証明できる書面を提示しなければなりません。
5. 乙は本契約の満了または第10条、第19条、第20条第1項によって本件住戸を明け渡すときは、甲に対し如何なる名目の金銭も請求することができません。
6. 本契約が第20条の第3項により終了した場合の明け渡しについては、そのときの状況にあわせて適宜行うも

第22条(不法居住による使用損害金等)

乙が本契約の規定により本件住戸を明け渡し義務が生じたにもかかわらず明け渡しを実行しない場合、乙は明け渡しをしなければならない日の翌日から起算して明け渡しを実行した日まで(以下「不法居住期間」という)の賃料等相当額の2倍の使用損害金ならびに乙の不法居住により甲が別途支払う損害金等が生じた場合はその金額と同額の賠償金を甲に支払わなければなりません。

第23条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
2. 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (1)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第24条(連帯保証人)

1. 丙及び丁は乙と連帯して、乙が本契約に基づいて負担する一切の債務を履行する責を負うものとします。連帯保証人は原則として市内に居住する者で甲並びに管理者が適当と認める者であることを必要とします。尚、連帯保証人は、印鑑証明書一通を甲に提出するものとします。
2. 前項の丙又は丁が個人である場合の負担は、表題部(9)に記載する極度額を限度とする。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
3. 丙及び丁が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに、確定するものとします。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
4. 丙又は丁が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料及び管理費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全て債務の額等に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べられません。
5. 丙及び丁が死亡その他の事由により欠けたとき、丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき、または丙及び丁に破産、民事再生、会社更生、整理、清算の申し立てがあったときは、乙は直ちに甲が承諾する新たな連帯保証人に変更しなければなりません。
6. 乙が契約期間満了及び第10条、第19条、第20条による本件住戸の明け渡しに際し、本件住戸内にある乙の物件引き取らない場合、甲は丙及び丁にその引き取りを求めることができるものとします。

第25条(管轄合意)

本契約について紛争が生じた場合は本件住戸の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに乙は合意します。

第26条(その他)

1. 乙が乙の親族または使用人に本件住戸を使用させている場合、乙はその親族または使用人等に対し本契約、管理規則等を遵守させなければなりません。
2. 本契約及び管理規則等に取り決めのない事項が生じたとき、当事者は信義誠実の原則に則り互いに協議して円満に解決するものとします。

第27条(特約事項)

1. 乙は仲介手数料として 57,200円(税込)を負担してください。
2. 乙もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 乙は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。尚、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面(直接提出、郵送、FAX等)にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 乙は駐車場仲介手数料として5,500円(税込)を負担してください。
7. 契約期間中、乙はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料(50,160円)、保証委託契約更新時における更新料(6,270円/年)及び収納代行手数料(300円[税別]/月)を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と乙との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、甲又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、乙の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は乙にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には甲は修繕義務を負わず、廃棄する場合も乙の負担において行うものとします。
9. 乙は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円(税込み)を負担するものとします。尚、甲は退去時に鍵交換費用を乙に請求しないものとします。

管 理 規 則

入居者は、本件住戸の使用にあたり、「建物の保全」及び「全入居者の快適な居住環境」を維持する為、この管理規則を充分に了承の上、次の各事項を遵守しなければなりません。

1. 禁止事項

- (1) 用途を変更したり、定員以上の人数で使用してはなりません。
- (2) 小鳥及び鑑賞用の魚類を除く他の動物を飼育してはなりません。
- (3) 廊下、階段、通路などの共用部分にゴミ、ガラス、ビン、出前の器、その他の私物を放置してはなりません。
- (4) 他の入居者及び近隣に迷惑を掛けるような雑音又は高音を発してはなりません。
- (5) 発火、引火、発煙の恐れのある危険物、不潔又は悪臭を発する物を保管してはなりません。
- (6) 自転車及びバイクは指定の場所以外に置いてはなりません。
- (7) 廊下などの共用部分に落書きや傷をつける行為をしてはなりません。
- (8) 町内で定める日時、場所以外にゴミを廃棄してはなりません。
- (9) 流し、浴室などの配水管に「茶殻、残飯、野菜屑、たばこ、毛髪」等を流してはなりません。

2. 注意事項

- (1) トイレでは必ずトイレットペーパーをご使用下さい。
- (2) 床に水を溢さないで下さい。「一般階のコンクリート床は防水仕上げでない為、階下に漏水する恐れがあります。」
- (3) 壁に結露が生じる事がありますので、快晴の日は窓を開放するなど乾燥にご注意下さい。
- (4) 鍵を大切にして下さい。
鍵は皆様に差し上げたものではなく、住戸と共にお貸ししたもので、皆様の生活財産を守る大切なものですから保管には十分ご注意下さい。
- (5) 「音」がよく問題になります。深夜のドアの開閉、テレビ、ステレオの音量なども十分ご注意下さい。
 - ① 音の出るものを壁にびったりつけると衝撃音は大きくなります。テレビ、ステレオは壁からなるべく離してください。
 - ② 階下の居住者が気にするのが食堂の椅子の音です。椅子の脚にゴムカバーを履かせるか敷物を敷くとかなり違います。
 - ③ 深夜のドアの開閉、廊下、階段の歩行は静かにお願いします。
 - ④ 深夜の「夜10時以降」の洗濯はご遠慮下さい。
 - ⑤ 入浴時間の制限はありませんが、深夜の排水は極力ご遠慮下さい。

3. その他

- (1) 建物の管理のための調査にご協力をお願いいたします。
- (2) 要求に応じ、入居者の住民票を提示して下さい。
- (3) 緊急連絡先を変更した時は直ちに書面で通知して下さい。
- (4) 表札、ポストの名札は引き渡し以降直ちに表示して下さい。
- (5) 入居後、町内会の班長に指名された時は協力して下さい。


念 書

私は契約書及び管理規則をよく理解し、内容を納得した上賃借しましたので、次の事項を守ります。

1. 私は契約書及び管理規則を守り近隣の方々や貸主に迷惑を掛けることは致しません。万一守れない時は直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。
2. 私は賃料等の遅延は一切致しません。万一守れない場合直ちに物件を明渡します。又管理者がロックアウトしても異義申しません。
3. 私は、市清掃局及び町内会の定めるゴミ、危険物の処理方法をよく守り、近隣並びに建物の美観の維持に努めます。
4. 私の提出した書類および申込書記載の内容には、偽りはありません。
5. 私は、本物件を転貸したり第三者に占有させたり致しません。万一守れないときは直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。

令和 3 年 5 月 7 日

氏名

高 木 強 

管理受託契約の成立に係る通知書

000134

高木 強 様

2017年05月12日

株式会社アイワ
〒422-0046
静岡県葵区吉野町
TEL 054-253-1717
FAX 054-253-2151

下記1記載の物件に係る管理業務については、下記2記載の当社が本物件の賃貸借契約における賃貸人との間の管理受託契約の成立に基づき、下記3記載の管理業務を行いますので、本物件の賃借人である貴殿に対し、賃貸住宅管理業務処理準則(国土交通省告示第999号)第7条に基づき通知します。

記

1 物件の表示(準7-1(6-2))

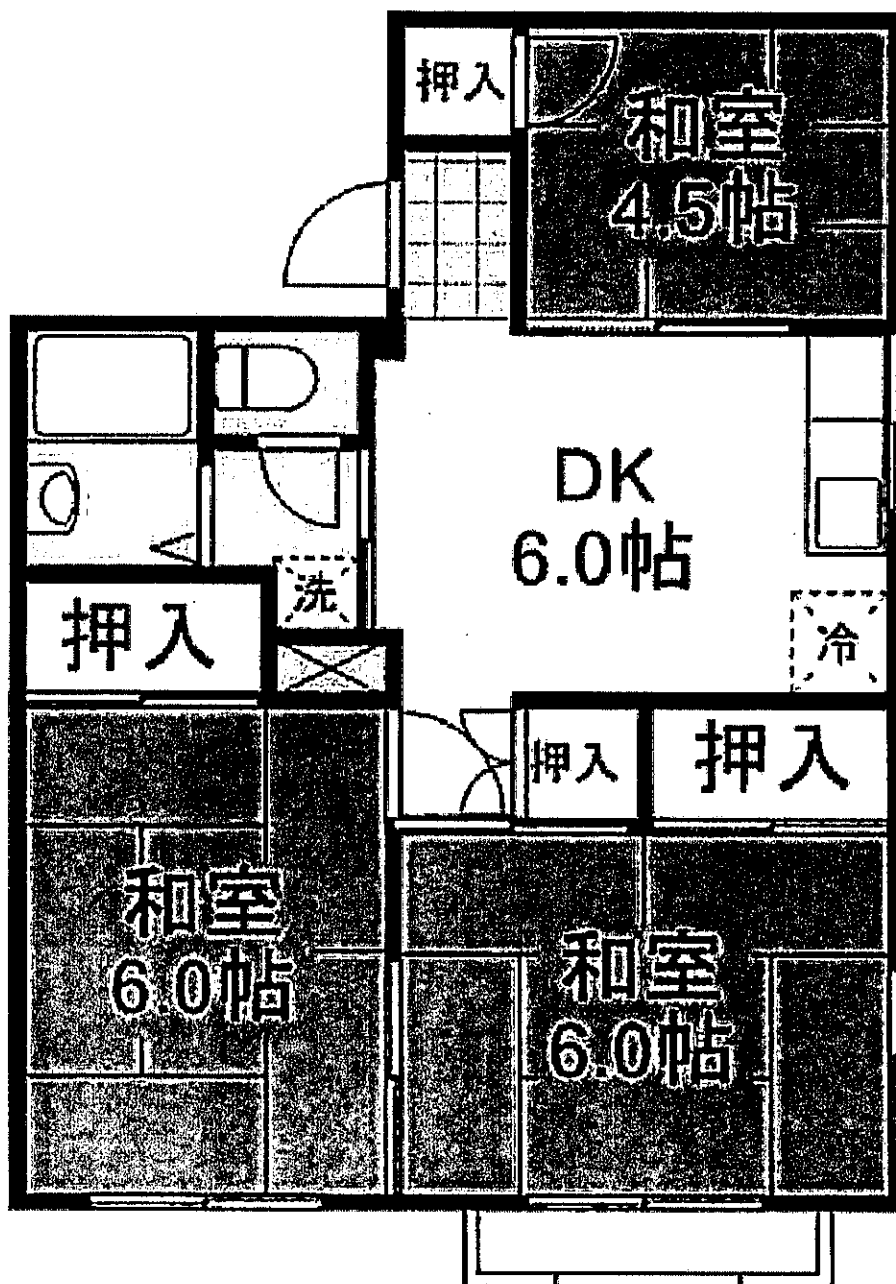
| | | | |
|--------|-----------------------------|------|-----|
| 所在地 | 〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町156-1 | | |
| 建物の名称等 | グリーンハイツ清水B | 部屋番号 | 101 |

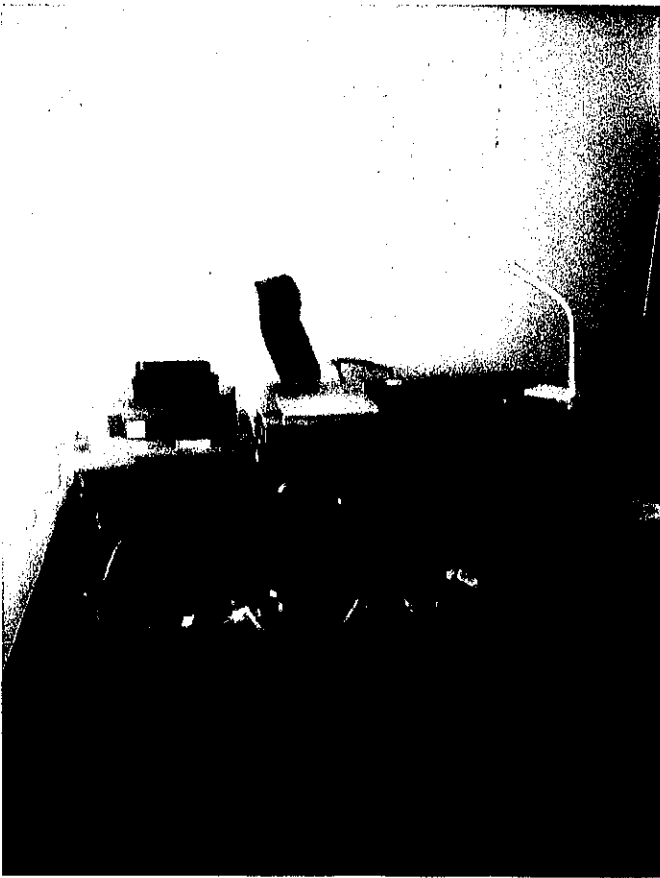
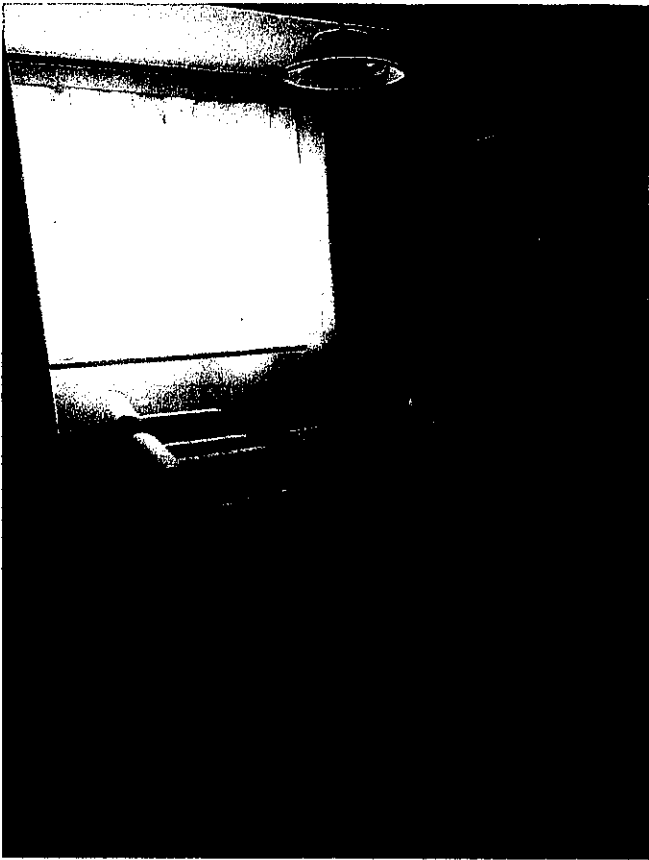
2 本物件の管理業務を行う管理者(準7-1(6-1))

| | | | |
|------------|-----------------------------------|-------|-------------|
| 商号(名称) | 株式会社アイワ不動産 | | |
| 事務所所在地 | 静岡県静岡市葵区吉野町3番5号 | | |
| 電話番号 FAX番号 | TEL 054-253-1717 FAX 054-253-2151 | | |
| 登録番号 | 国土交通大臣(2)第161号 | 登録年月日 | 2016年12月16日 |

3 理事務

| 内 容 | 実 施 方 法 |
|------------|---|
| 家賃の受領に係る事務 | 毎月27日までに下記記載の口座に口座振替にて受領します。 |
| 家賃等の振込先 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイヤアイワフドウサンゴウザ) |
| 更新に係る事務 | 自動更新 |
| 契約終了時に係る事務 | 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額についてはその算定基礎を記載して書面を交付します。 |
| 財産分別管理の状況 | 当社は以下の方法(□にチェックのある方法)により、当社財産と貴殿から受領した家賃・敷金等につき分別管理をしています。 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等収納口座から毎月指定日に当社より貸主指定口座に家賃を送金しております。 <input type="checkbox"/> 毎月の賃料は直接貸主指定口座にお振り込み頂いております。 |





000136



000137

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 26日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 26日 | |
| 金 額 | 20,250 | | - | 円 |
| 内 容 | 事務所賃料 5月分 として | | | |
| 支 払 先 | 三二三二静岡 | | | |
| 備 考 | ★島 直也 議員 $¥81,000 \times 1/2$ (転貸借折半) $\times 1/2$ (按分) = ¥20,250 ※事務所を転貸借しているため、賃料を折半し、更に1/2に按分しています。 所在地: 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 ※契約書の写し等書類No.4月- 添付 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000138

支 払 証 明 書

| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| | | ¥ | 2 | 0 | 2 | 5 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 26日
 支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F
 支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 26日
 会派名 自由民主党静岡市議会議員団
 代表者名 石上 顕太郎

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 | | 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 27日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 27日 | |
| 金 額 | 1,755 | - | 円 | |
| 内 容 | 消耗品代(スタンプ)として | | | |
| 支 払 先 | 栗田商会 | | | |
| 備 考 | ※明細は別紙参照 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 証 静 No 400650

自由民主党静岡市議会議員 殿

令和 4 年 8 月 27 日

| | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 右金額正に領収致しました | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | | ¥ | 1 | 7 | 5 | 5 |
| 内消費税額 | | | | | | | | | |

ただし 手数料

- 現金
- 小切手
- 相殺
- 手形
- 振込 B/K 店

収入印紙

静岡市葵区駒形通6丁目1番1号
 株式会社 栗田商会 静岡
 浅田
 TEL 054-252-1200
 本社 名古屋市中区上前津二丁目11番1号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします

請求書

2204203180032

伝票No

納入部署

貸社注文番号

貸社伝票番号

10%対象 1,596 159

〆年〆月〆日

自由民主党静岡市議会議員団 様

¥ 1,755

下記内訳の通りご請求致します。

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------------|----|-----|-------|----|
| 簿記スタンパー 赤 済 | 個 | 756 | 756 | |
| X2レシス キャブレット型 写 藍イタ | 個 | 840 | 840 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 税戻金計 | | | 1,596 | |
| 消費税 | | | 159 | |
| 税込合計 | | | 1,755 | |

株 田商
千420
取引銀行



田光
区駒
)252-1211 FAX (054)255-3200

000142

毎底ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。
破損品・不良品はお取替えいたします。

支 出 伝 票

| | | | | | |
|-------|--|------------|--|--------------|---|
| | | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 | | 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | |
| 実施年月日 | 4年 4月 27日 | | | | |
| 支払年月日 | 4年 4月 27日 | | | | |
| 金 額 | 6,248 | | - | 円 | |
| 内 容 | CATV基本利用料 4月分 として | | | | |
| 支 払 先 | トコちゃんねる静岡 | | | | |
| 備 考 | ◇ 支払方法は口座振替です | | | | |
| | | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

別り取り際

No. 810

令和4年5月13日

領 収 書

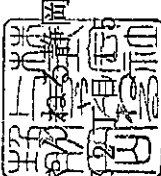
自由民主党静岡市議会議員団 御中

¥ 6,248. -

2022年4月27日引落

2022年4月分 CATV 基本利用料

上記の金額領収いたしました。



 株式会社 トコチ

 静岡市清水区中之郷2-2-1

 TEL : 054-347-981

000144

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 金 額 | 4,400 | | - | 円 |
| 内 容 | 中日新聞 4月分 として | | | |
| 支 払 先 | 森下新聞店 | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000145



領収証

追手町 5-1

2022年 4月分

お問合せNo. [Redacted]

(20) 29.00自振

(8% 4,400円)

(10% 0円)

自由民主党静岡市議会議員団 御中

| 銘柄 (*は軽減税率対象) | 個数 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|-------|----|
| *中日朝夕刊セット | 1 | 4,400 | |

| |
|----------------|
| 合計金額 |
| 4,400 円 |

〒420-0801 静岡市清水区森下

日頃より、ご愛読いただきありがとうございます。
 ドラゴンズマスク税込605円
 好評発売中！！

令和4年4月28日

静岡新聞 静岡専売 領収
 静岡市清水区本通7丁目 森下新聞店
 273-8653



支 出 伝 票

| | | | |
|-----|---|-----------|---|
| 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
|-----|---|-----------|---|

| | | | | |
|-------------------------|--|---|------------|---|
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 | 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | |
| 実施年月日 | 4年 4月 28日 | | | |
| 支払年月日 | 4年 4月 28日 | | | |
| 金 額 | 17,600 | 円 | | |
| 内 容 | 名刺代 として | | | |
| 支 払 先 | 篠原印刷所 | | | |
| 備 考 | 名刺代 @2,000×2ケース×4名分 ¥16,000 ※1ケース100枚入り 消費税 ¥1,600 <hr/> ¥17,600 | | | |
| 鈴木和彦 遠藤裕孝 尾崎行雄 寺澤 潤 議員分 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">出納簿 確認欄</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">✓</td> </tr> </table> | 出納簿 確認欄 | ✓ |
| 出納簿 確認欄 | ✓ | | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000147

領 収 書

C 063623

| |
|----------------|
| 得 意 先 |
| 自由民主党静岡市議会議員団様 |

| |
|-----------------|
| 発行日 |
| 年 月 日 4 4 28 |

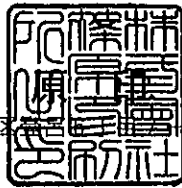
| |
|------------|
| 担当者 |
| [Redacted] |

| | | | |
|-----|-----------|--------------|-------|
| 摘要 | ¥ 17,600- | 小切手 手形No. | |
| 名刺分 | | 決済日 | 年 月 日 |

上記の通り領収致しました。

Planning & P
resentation

株式会社 篠原印刷所
本社 静岡市駿河区 5 ☎054(286)5141(代)



収入
印紙

請 求 書

2022年 4月 26日 No. 197212

自由民主党静岡市議会議員団様

Planning & P
resentation

株式会社
本社 〒422-8333
静岡市駿河区
☎(054)286-5141
FAX(054)286-5142



| 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|---------|-----|-----|-------|--------|
| 名刺 | 8 | ケース | 2,000 | 16,000 |
| 鈴木和彦(2) | | | | |
| 遠藤裕孝(2) | | | | |
| 尾崎行雄(2) | | | | |
| 寺澤潤(2)様 | | | | |

取引銀行



毎度ありがとうございます。

| |
|------------|
| 担当者 |
| [Redacted] |

| | |
|-----|--------|
| 小 計 | 16,000 |
| 消費税 | 1,600 |
| 合 計 | 17,600 |

000148

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
〒420-1602 電話(054)254-1211
自宅 静岡市葵区二番町九十一八
〒420-0002 電話(054)252-1928 九

自由民主党静岡市議会議員団

副会長 遠藤裕孝

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
〒420-1602 電話(054)254-1211
自宅 静岡市清水区小島本町一六六一
〒427-0806 電話(054)393-1221
携帯電話 [REDACTED]

自由民主党静岡市議会議員団

総務会長 尾崎行雄

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
〒420-1602 電話(054)254-1211
自宅 静岡市葵区黒保一四六
〒421-3308 FAX [REDACTED]
携帯電話 [REDACTED]
E-Mail [REDACTED]

自由民主党静岡市議会議員団

政調会長 寺澤潤

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
〒420-1602 電話(054)254-1211
自宅 静岡市清水区吉川二三四一八
〒427-0005 携帯電話 [REDACTED]
E-Mail [REDACTED]

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|--|----|-----------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経理 責任者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 金 額 | 24,740 | | - | 円 |
| 内 容 | NHK放送受信料(R4年4月～R5年3月)として | | | |
| 支 払 先 | 日本放送協会 | | | |
| 備 考 | | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 2 | 4 | 7 | 4 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

NHK受信料 令和4年4月～令和5年3月 として

支払年月日 R 4 年 4 月 28日

支払先住所 東京都渋谷区神南二丁目2番1号

支払先名称 日本放送協会

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 4 年 4 月 28日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

NHK 放送受信料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

令和 4年 4月20日

東京都渋谷区神南二丁目2番1号
NHK 日本放送協会
会長 前田 晃

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
自由民主党静岡市議会
議員団 様

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| お客様番号 | 請求金額 (消費税および 地方消費税を含みます) | ご請求期間 | 請求書No. 0000651 |
| | 24,740円 | 令和 4年 4月 4日 ~ 令和 4年 5月 3日 | 左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払いください。 |
| | 請求分内訳 | | ご契約件数 1 衛星契約 |

| ご契約件数 | 金額(円) | 期 間 | 備 考 |
|-------|--------|-------------|------|
| 衛星 1 | 24,740 | 4. 4 ~ 5. 3 | 12か月 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

お問い合わせ先
静岡放送局
電話 054-654-5200

ゆうちょ銀行または郵便局での手続きの際は、左側2枚だけをお出しください。

お客様番号
24740 円
お支払期間
令和 4年 4月 ~
令和 5年 3月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
です。大切に保管してください。

日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号
静岡放送局
054-654-5200

領収日附印
(金融機関・CVS取込印紙貼付欄)

金融機関・CVS-お客様

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|------------------|----|--------------|---|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | | 6 資料作成費 | |
| | 2 研 修 費 | | ⑦ 資料購入費 | |
| | 3 広報広聴費 | | 8 人件費 | |
| | 4 要請・陳情活動費 | | 9 事務所・事務費 | |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 金 額 | 2,052 | | - | 円 |
| 内 容 | 書籍代 として | | | |
| 支 払 先 | 吉見書店 | | | |
| 備 考 | 静岡学問所 ¥1,026 ×2冊 | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000153

領 収 証

NO 036488

自由民主党 静岡市議会議員団様

収 入
印 紙

現金

¥ 2,052, —

小切手

但し 書籍代 17

振 者



上記の金額正に領収致しました。

令和 4 年 4 月 28 日

静岡市葵区岡崎3番地



株式会社

代表取締役 菅見 光太

電話 静岡 (054) 252-0157(代)

000154

No. _____

請求書

自由民主党 静岡市議会議員団 様

令和 〆 年 〆 月 28 日

下記のとおり請求申し上げます。

〒420-0035静岡市葵区七間町三番地

株式会社 吉見書

代表取締役 吉見光

電話 054 (252) 0157

FAX 054 (254) 2477

登録番号 T8080001005553

(お振込みは…)

合計金額 ¥2,052 — (税込価格)

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|-------|----|----|-------|----|
| 静岡学問所 | 2 | | 2,052 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | 2 | | 2,052 | |

000155

支 出 伝 票

| | | | | |
|-------|---|---------|--------------|-----------|
| | 代表者 | ✓ | 経 理 責 任 者 | ✓ |
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | | | |
| 実施年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 支払年月日 | 4年 | 4月 | 28日 | |
| 金 額 | 48,600 | - | 円 | |
| 内 容 | 事務所賃料 5月分 として | | | |
| 支 払 先 | サンコーランディックス | | | |
| 備 考 | <p>★池谷大輔 議員</p> <p>事務所賃料 ¥97,200×1/2= ¥48,600</p> <p>所在地： 静岡市駿河区手越原251番地の12</p> <p>※契約書の写し等書類 No.4-9に添付</p> | | | |
| | 出納簿 確認欄 | ✓ | | |

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

| | | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 4 | 8 | 6 | 0 | 0 |

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 令和 4年 4月 28日

支払先住所 静岡市駿河区国吉田4-12-10

支払先名称 サンコーランディックス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 4年 4月 28日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000157